

# 産業建設委員会記録

令和3年3月8日（月）

9時56分～15時41分

全員協議室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】西川議員、小川議員、岡本議員、牛尾議員

【議長団】

【執行部】砂川副市長

（産業経済部）湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長（兼広島事務所長）、大驛商工労働課長、山口産業振興課長、久佐農林振興課長、木屋農業委員会事務局長、永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観光交流課長

（都市建設部）鎌田都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長、邊建築住宅課長

（金城支所）篠原金城支所長、河内産業建設課長

（弥栄支所）外浦弥栄支所長、三浦産業建設課長

（総務部）湯浅行財政改革推進課長

【事務局】近重書記

---

## 議題

### 1 請願者等の意見陳述

- (1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について
- (2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について
- (3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について
- (4) 陳情第187号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について
- (5) 陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について
- (6) 陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について
- (7) 陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について
- (8) 陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について
- (9) 陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について

- 2 請願第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

【賛成なし 不採択】

3 陳情審査

- (1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について  
【賛成全員 採択】
- (2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について  
【賛成多数 採択】
- (3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について  
【賛成全員 採択】
- (4) 陳情第187号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- (5) 陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について  
【賛成全員 採択】
- (6) 陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について  
【賛成多数 採択】
- (7) 陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について  
【賛成多数 採択】
- (8) 陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について  
【賛成全員 採択】
- (9) 陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について  
【賛成少数 不採択】
- 4 議案第 9号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について  
【全会一致 可決】
- 5 議案第12号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について  
【全会一致 可決】
- 6 議案第19号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について  
【全会一致 可決】
- 7 議案第20号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について  
【全会一致 可決】
- 8 議案第22号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について  
【全会一致 可決】
- 9 議案第23号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について  
【全会一致 可決】
- 10 議案第25号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）  
【全会一致 可決】
- 11 議案第26号 市道路線の認定について（三隅171号線）  
【全会一致 可決】

12 所管事務調査

- (1) 浜田市役所1階の出店に伴う周辺店の状況について 【商工労働課】
- (2) はまだお魚市場のグランドオープンについて 【水産振興課】
- (3) 石見神楽に関する現状について 【観光交流課】
- (4) 広島PRセンターの現状について 【広島事務所】
- (5) 浜田市ふるさと体験村施設の現状について 【弥栄支所産業建設課】

13 執行部報告事項

- (1) 農業委員会の活動について（報告） 【農業委員会事務局】
- (2) 漁業別水揚げについて（報告） 【水産振興課】
- (3) 浜田漁港水揚げ資料（2020年報） 【水産振興課】
- (4) 美又温泉の取り組みについて（報告） 【金城支所産業建設課】
- (5) その他
  - ア 飲食店パーテーション設置促進事業の申請受付期間等の延長について（報告） 【観光交流課】
  - イ 南星海運の浜田港「寄港休止」について 【産業振興課】
  - ウ 浜田自動車道「寒曳山パーキングエリア」の営業内容変更について 【建設企画課】

14 その他

- 15 産業建設委員会の取組課題について（委員間で協議）

以上

## 【議事の経過】

〔 09 時 56 分 開議 〕

申崎委員長

ただいまから産業建設委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から議題に関係のある管理職のみの出席となっていますのでよろしくお願いいたします。

それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。まず、本委員会に付託された、請願1件、陳情9件、市長提出議案8件の審査に入る。

## 1. 請願者等の意見陳述

申崎委員長

このたびから、請願者や陳情者が事前に希望された場合、委員会審査の場において、請願・陳情の趣旨や意見等を述べる機会を設けることとなった。

今回9件の陳情が付託されているが、その全てについて、意見陳述の希望があったので、実施する。

まず、陳情者から1件ずつ、陳情の趣旨や意見等（陳情の書面では伝えきれなかったこと）を述べてもらう。その意見陳述について委員から陳情者へ確認したいことや質疑があれば行う。陳情者からは、委員や執行部への質疑はできないこととしている。

また、陳情者が意見陳述する時間は、1件につき、3分以内である。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了していただく。

意見陳述の内容は、当該陳情に係る内容とし、当然のことであるが、個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないこと。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おきいただきたい。この意見陳述を全て終了した後、引き続き請願審査・採決、陳情審査・採決を行うのでよろしくお願いいたします。

## (1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について

申崎委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

長浜の日本海信金あたりに住宅地があるが、住民が恐怖感を抱いている。特に豪雨時は腰くらいの水たまりができて大きなプールみたいになるので何とかしてくれと言われていた。調べてみると向かいに保育園があり緊急性があるのでは。維持係に言うと、民地があるため対応が難しいとか、水路が線路の下を通って陸側に流れているから難しいとか言われる。

串崎委員長	<p>民地の存在は何かをしようと思うと必ずあるしだめな理由にならない。住宅地と擁壁、線路に壁がある。線路が山になって擁壁がある、土を1メートル埋めればよいと思う。近くの保育園の園児が事故に遭うまで動けないのかと思いたくなる。議員の皆さん、笹田議員、道下議員、澁谷議員の近所である。何人かはお存じの場所だと思う。何とか検討をお願いします。</p>
川上委員 陳述者（森谷氏）	<p>この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。</p> <p>陳述者は都市建設部に何度くらい話をされているか。</p> <p>私は2、3回。内容の濃い言い方もしているし、添付している資料は維持係からもらったものである。特にカラーの部分。専門の資料。住民も何度か市に伝えていると言っておられた。</p>
布施委員 陳述者（森谷氏） 野藤委員	<p>保育園が近いとのことだが道路を挟んで高手に保育園はある。保育園の保護者や先生方から、該当の場所は通路にはなっていないと思うが、どうなんだということは聞いているか。</p> <p>いいえ。</p> <p>豪雨時に腰まで水がたまるというかプールのようなことだが、年に何度くらいかどれくらいの豪雨、例えば時間当たりの雨量がどれくらいあると水がたまる把握しているか。</p>
陳述者（森谷氏）	<p>把握していないが、土地を造成しようとして近所をうろろろしていたときに住民の方が出てきてそう言った。特に最近集中豪雨がある。時々。そのときのことだと思う。</p>
串崎委員長	<p>ほかにあるか。</p> <p>（ 「なし」という声あり ）</p>

## (2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について

串崎委員長 陳述者（森谷氏）	<p>意見陳述をお願いします。</p> <p>コロナ禍、最近これしかないぐらいだが。あと、自助・共助・公助というのが。二つある。コロナ禍で影響がない人は、影響がある人に対して優しい気持ちを持ってあげることができない。収入が変わらない人は収入が激減した人を支えてあげられないかと思う。制度と関係なく助け合う心、共助を実践するチャンスではないかと思う。例えば市職員は給与に影響がない。あちこちに行きにくくなった。蓄えが増えるのではないかと。困っている飲食店に手を差し伸べる。市役所ロビーでも弁当販売を始めたが、市長や職員のかゆいところに手の届く血の通った決断だとうれしく思っている。しかし職員の中には、弁当持参の人もいる。考え方はいろいろとあって問題はないと考える。一方で職員の夕飯の分も買って帰るといふことで2、3つ買う人もいる。</p>
-------------------	--

2番目。コロナ禍を逆手にとって変えていこう。ウーバーイーツのように皆の出前屋さんがある。こういうことが公で旗振りしてもらってはどうか。250cc以下のバイクや自転車なら青ナンバーが要らない。お金をもらって配達ができる。昨日もテレビでやっていたが、店として30%以上そこに払っても助かる。配達要員を確保したら注文がなくても給料が発生することが関係していると思う。こういう制度ができてでも知らせる方法が限られている。防災情報も皆に届かない。報道機関へも普通の投げ込みではなく、協力してくれと一言添えるくらいの工夫があってもよいのでは。

市役所に働きかけてほしいのは二つ。個人個人が共助の実践チャンスだと意識できるように工夫し、また工夫するように市役所に働きかけてほしい。それから報道についての働きかけに一工夫してほしい。全体として工夫してほしい。いろいろなことが新聞に出ているが、今回のことが新聞に出ているのを見たことない。ただNHKのテレビで1回出たことがある。皆がよいと言っている制度なのでその辺もプッシュしてほしい。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

川上委員

1階ロビーで弁当を売れば周辺飲食店がお昼の販売が減るのでは。どうお考えか。

陳述者（森谷氏）

最初市役所がその辺を懸念する発言をしていたので、私が市役所が影響がるという範囲の食堂に一軒一軒聞いて回った。どこも影響があるとは言わなかった。平等である。そこだつて市役所に弁当を持っていったいいわけなので。言われたときは不安であったが今は安心しておられる。全くないと。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

### (3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について

串崎委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

管理運営方針の公表について。雇用促進住宅についてはたくさん問題があった。三隅火力発電所関係の会社、違反のまま入居、念書を書かせたがさらなる違反、その上暴行事件、強制退去。それから指定管理の応募があった。総合振興計画、浜田の総合振興計画である。憲法、一番上位のルールである。これが快適な生活基盤、快適に暮らせるまちと定めている。建築住宅課には理解されているかが疑問である。総合振興計画のもとにつくられた条例、総合振興計画より前につくられた条例を本当は修正すべきだが、前につくられた条例を中心に考えておられる。間違つて判断される結果、指定管理の選

定者なしという最近の結果があり、直営になった。

直営は直営でよいが、入札資格のなかった住宅供給公社と随意契約。これは公の選定会なしで決めることを随意契約と言うが。今回は指定管理ではないので住宅供給公社は浜田市に100%従うことになる。例えば40年前の状態にしか修理しないと。それは修理にはならない。網戸もつけないルールがある。信じられない暗黙のルールのもとに進められるのかと思うと心配でならない。

怪文書を配ったり、公文書なのに公文書ではないとデータを隠蔽するようなやり方をする建築住宅課のあり方も含めた根本的な改善を図ることを考えた上で、今後の雇用促進住宅の運営方針を公表するようお願いする。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

( 「なし」という声あり )

#### (4) 陳情第187号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について

串崎委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

これも建築住宅課に関することである。海石住宅の件はお粗末などというものではない。

市役所の休日だった。停電とのことで三隅支所から指定管理者に連絡が入った。指定管理の範囲を超える重要事故ということで、決まりに従って浜田市役所本庁の日直へ連絡を取ったが、課長・係長に何度連絡しても連絡がつかないと言われた。範囲外のことでも指定管理は放置できないので仕方なく、既に退職していた元部長に連絡を取り、そこからさらに同じくほかの元部長に連絡を取り、その関係のない元部長が駆けつけた。その人物も専門知識はない。現部長はその時点ではそのことを知らされていない。旧部長2人が大活躍ということ。結果的には外壁の変圧器が壊れて200ボルトになっただとか規定以上の電流が流れたために、住宅内の家電は壊れて煙が出た。しかし冷蔵庫などはまだ使えるだろうということで買いかえなかった。異常があったもので使用可能なものは交換しなかったと聞いた。電気の専門家や消防に聞いたら、信じられないとの話。

どうも建築住宅課は事件があるたびに問題があることがばれてしまうが、根本的に建築住宅課を含めたどこまでの範囲を見直せばよいのか。市民生活に関する重要なことなので、チェック、見直しを含めてこの住宅火災の可能性のある家電の交換を検討していただきたい。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

川上委員  
陳述者（森谷氏）  
串崎委員長

電気の専門家、消防の専門家とはどのような方か。  
消防職員である。家電も、建築業者と電気屋である。  
ほかにあるか。

（ 「なし」という声あり ）

**(5) 陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について**

串崎委員長  
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

心理的瑕疵を記載しなくてよいのか。こんなところに入りたくないというのが心理的瑕疵という。浜田市や住宅供給公社では、宅地建物取引業法の規制を受けない。わかりやすく言うと認められている無免許業者、認められた白タクのようなもの。民間の宅建業者は心理的瑕疵、ここは自殺に限定するが、それについては重要事項説明書に記入しなければならない。市の市営住宅、一般住宅で何件も自殺がある。10件ほど過去にあると聞いている。その部屋、またはベランダで自殺した場合、民間では必ず文字で説明しなければならない。浜田市や公社が宅建業法の制限を受けないのは公だから、制限しなくてもそれ以上にきちんとやることが前提で制限がないのではないか。部屋やベランダでの自殺があった場合の次の入居者に対して説明はあるのか。あるとしたら口頭か文章か。またその内容はどの程度なのか、明らかにするようにお願いする。私が聞いている限りでは一切何もないと聞いている。あっても口頭で少し言うだけだと聞いている。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

（ 「なし」という声あり ）

**(6) 陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について**

串崎委員長  
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

連帯保証人をなくしてほしいという要望である。そもそも契約は本来当事者が1対1で行うものである。保証人制度は審査の労力を考えるなどの観点から考えられたのではないかと思うが、貸主である浜田市にとっても有利になる制度である。連鎖倒産のような社会問題が昔出て、民法は改正され、国から保証人は取らないよう知らせが来て、島根県は1年前から公営住宅の保証人を取らないようにした。島根県は公営住宅しかないが、浜田市は公営住宅でない呼び名でいっぱい住宅があるが、公営住宅だけを保証人不要にした。雇用促進だとか三隅・弥栄の定住住宅は保証人を外していない。それどころか厳しくなったところもある。浜田市の公営住宅に限定して保証人を外した理由は、島根県が公営住宅だけを対象とした

から。島根県は公営住宅しかないのだから当たり前のこと。全部の島根県の住宅が外されたと同じこと。

例えば身寄りがない人など、赤の他人に保証人を求めないといけない人はなかなか頼めない。つまり入居できない。より困った人が入居できないのはよいのか疑問に思う。

一般住宅には建設時の目的があると思うが、県は全ての住宅を保証人にした。一般住宅は公営住宅以外、三隅とか弥栄の住宅。建設時の目的があると思うが、県は全ての住宅を保証人にしている。そして民法改正は公営住宅に限定しているはずがない。日本の全ての住宅に民法改正の影響は及ぶはずである。一般住宅についても市役所は救済のために保証人不要の枠を検討していただけるようお願いする。コロナ禍でこのような方が増えるのも予想される。債権確保よりも弱者救済、民法改正があった。よろしく願います。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

川上委員

他市町の調査はされたか。

陳述者（森谷氏）

保証人を取る、取らないの決定は任意なのでばらばらである。電話聞き取りである。

（ 「なし」という声あり ）

#### (7) 陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について

串崎委員長

意見陳述をお願いする。

陳述者（森谷氏）

総合振興計画は浜田市の一番上位の計画である。これが快適な生活基盤や快適に暮らせるまちを定めている。建築住宅課には理解されているか疑問だが、総合振興計画制定前につくられた条例が違っているなら条例を修正すべきだが、前につくられた条例を中心に考えておられる。総合振興計画と矛盾する条例を変えないことによって、例えば40年前の状態にしか修理しない、網戸もつけない。信じられない暗黙のルールのもとに進められているようである。総合振興計画は最上位の計画、憲法。

条例は総合振興計画に合わせるべきものという考えを浸透させてもらいたい。現実に10月の指定管理プレゼンのときに、条例を市の考え方と勘違いしていて、総合振興計画に合致して提案した申請者に対して、浜田市の考え方と違うということで審査員に文書を配付した。審査当日にも浜田市の考え方を重要視する申請者にやってもらいたいと、だめ押し発言まであった。結果は皆承知のようにゼロ点までついてしまうありさまだった。総合振興計画は最上位の計画、要は憲法。条例は総合振興計画に合わせるべきもの、という考えを浸透さ

串崎委員長 布施委員 陳述者（森谷氏）	せていただきたい。 この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。 選定委員会のプレゼンのときに、応募者から総合振興計画に沿った提案だという発言があったか。 いいえ。 （ 「なし」という声あり ）
---------------------------	---

**(8) 陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について**

串崎委員長 陳述者（森谷氏）	意見陳述をお願いします。 雇用促進住宅の管理の進め方を公表してほしい。指定管理制度では浜田市は選定の対象外としている住宅供給公社、これは応募してはいけないことになっている。しかしその住宅供給公社に打診して随意契約で決定しようとしている。問題はないのか。指定管理の選定についての不透明感がある中で、落選した申請者はその後、都市建設部長と総務部長同席で三者会談までしてもらって、部長には申請者の提案以上のことを我々は考えつかないと言われた。さらに落選された理由については、審査委員会が決定したからだという。これはルールだから仕方ない。悪法も法という言葉もあるので従わねばならない。それはもともと疑問に思っていない。しかし審査委員会は残念ながら建築住宅の専門家はいなかった。都市建設部長はもちろん専門家、総務部長は昔、指定管理の部署の課長をしていたので専門家と言える。この両専門家が、これ以上の提案は考えつかないと言われる案件が、指定管理の審査委員会では最低の点数で不採用になっている現実がある。このことだけでも指定管理の審査委員会のあり方に疑問を感じる。三隅道の駅でも同じことがあったが、ここでは言わない。これでよいのか検討していただきたい。
串崎委員長 布施委員 陳述者（森谷氏）	この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。 応募資格のない住宅供給公社と言われたが、しようとしているという主観的な部分が入った陳述がされた。実感として証拠というかそういったものを得た上での陳情か。それとも自分の主観が入っているのか。このしようとしているという陳情書に書いてある。 これは委員会でも発表されていたと思う。議会の承認をもとに正式契約になる例のパターンでは。それで随意契約が確定するのではなかったか。そのように認識しており主観ではない。
布施委員	雇用促進住宅は直営から、次の段階ではないか。

陳述者（森谷氏） 次の段階は指定管理契約ではなく委託契約、下請契約である。

布施委員 それは決定ではないが、しようとしている、と名前まで出しておられる。確実な情報だからこの陳情を出されたのか。

陳述者（森谷氏） 公の情報をもとにしている。確定ではないが、この議会で承認を得て確定するのではないかと思う。そこまで市の詳しい組織は知らないが。

串崎委員長 ほかにあるか。  
（ 「なし」という声あり ）

**(9) 陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について**

串崎委員長 意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏） お魚センターについては売却だ清算だといろいろな問題があったが、今回プレゼンについてもまたあったかという感じ。常識的に考えて違法な提案である。私の考えでは提案というのはどんな提案でもよいと思っている。一方の指定管理の選定で違法だと問題にされたのなら、こちらでも違法なら問題にしなければいけない。そういった考えでの陳情。

どぶろくは年間6キロリットル以上つくって売るなら普通の酒屋でどこでもできる。しかしそれ以下の場合、どぶろく特区をつくらないといけない。昔の体験村は10年もやっていて3分の1くらいしか売れてない。そのくらい1リットル6千個というのは大変な量であり、現実的にはできない。結果的にどぶろく特区をつくることで違法性を排除している。皆さんご存じだろう。提案時は違法な提案だった。雇用促進では前向きな提案をしたにもかかわらず、条例では禁止しているから違法だとされ、お魚センターでは条例違反を提案として受け入れ、違法にならぬよう条例までつくろうとしている。結果条例をつくった。この温度差をどう考えればよいのか。現実の条例と異なる提案をすれば違法扱いするのか、努力した提案扱いするのか。同じ指定管理で扱いが違うのはどうかと思う。

お魚センターは昨年1月の提案である。雇用促進は昨年10月の提案である。お魚センターが提案扱いなら、雇用促進も提案扱いすべきだったと思う。お魚センターはなぜ違法な提案にならないのか。結局、条例をつくらねばならなかったということは、明らかに違法な提案だったのでは。この点に関して矛盾のない浜田市の扱いを望むとともに、どぶろくの提案の違法性についてはっきり理屈が通る説明をお願いします。

串崎委員長 この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。  
（ 「なし」という声あり ）

## 2 請願第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

串崎委員長

本委員会に付託された、請願1件の審査に入る。本請願は議会にのみ提出されている。

それでは、審査の参考とするため、執行部へ確認したいことがあるか。

布施委員

最低賃金の改善というのは今まで段階的に実施されてきたと思っている。その過程で、特に中小企業の企業経営者から見ると非常に影響するので、なかなか賃金を上げることはできないとは聞かれたと思う。なぜかという、賃金を上げると雇用にも影響するし、上げた分がサービスとか商品の単価に転嫁される。そういったことがありながら中小企業がこの請願に出ているように、最低賃金を上げることは、確かに働く者にとっては必要だと思う。請願に出ている最低賃金を時給1,500円にするとか、そういった問題と請願の中の最低賃金の中小企業に対する支援というところは、根本的なものは中小企業の労働条件などいろいろなものが改善していないのに賃金だけ上げるのは難しい請願だと私は思っている。

この請願について担当課として、今まで中小企業から賃金を上げる動きは出ていたのか確認したい。

商工労働課長

最低賃金は毎年いろいろと比較されて見直されている。毎年見直しはあるのだが、先ほど委員も言われたとおり一方では地元事業者がまだまだ中小企業者なので、大企業のある都市部との景気場の差が大きいだろうと思っている。最低賃金が上昇すればさらに負担が増えるので、逆に雇用の調整や企業の廃業や倒産等にもつながりかねないと考えている。

一方で同一労働同一賃金の考え方も当然ある。今全国の高いところで221円の差があるが、抜本的に引き上げも当然、必要なことの一つだろうとは思っている。

そういった中、請願の中にある国による中小企業者への支援の大幅拡充などがないと、セットで賃上げしていかないと、なかなか地元としては難しいのではないかと考える。

布施委員

まさしくそうだと思う。都会地とローカルの違いは、賃金差もあるが消費者物価指数もある。東京都で1LDKでも6万7万円する。ローカルであれば家賃も4万円くらい。消費者物価指数が大きく違っている。東京都と長野県でも7%違う。そういう面で賃金に多少差があること私は理解する部分があるのだが、全国统一にするのは、先ほど課長も言ったが中小企業の雇用と賃金の関係を雇用の部分を考えていかないと難しい部分が出てくるのではないかと思う。物価指数との関係は、浜田はどのようにお考えか。

商工労働課長

地域別の最低賃金の決定基準だが、地域別最低基準という

- のは労働者の生計、労働者の賃金、通常事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して国が検討して決められている。労働者が健康で文化的な生活をしていただけるようにということで、生活保護などもあるが、そういうところをにらみながら現状ではされていると認識している。
- 布施委員 最後と言った、都会地と浜田の物価指数の違いは何%くらいか。
- 商工労働課長 私も手元に数字は持っていないが、それが221円の賃金格差になっていると思う。
- 布施委員 221円とは言わないが、平均。そういう部分に表れている部分がある。暮らしやすさ。これは、地域の自助・共助・公助もあるが、生活に直結している衣食住の部分が結構ある。東京都の最低賃金とこちらを比較すると221円の差があるかもしれないが、これを生活に置きかえたときにそのくらいの差があっても、上がることにはこしたことはないが生活できる部分はある。今出ているものを比較するとき、いろいろなものを判断しないと、この請願は難しいと考える。
- 串崎委員長 ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )  
それでは、採決に入るのでご意見を伺いたい。併せてお願いであるが、「不採択」という言葉が、採択か不採択なのか、聞き取りにくいので、意見を述べるときは賛成、反対、継続審査と発言していただきたい。反対の場合は理由も述べていただくようお願いする。  
採決するが入る前に自由討議の希望があるか。  
( 「なし」という声あり )  
反対者は意見を述べてほしい。
- 川上委員 私は反対である。確かに非正規職員の労働環境や生活環境の改善には必要である。しかし、最低賃金を現時点で1,500円というのはあまりにも激し過ぎると思う。  
同時に、一律賃金についても実際の労働条件などを考えるとこれも現時点では考えられない。今後コロナの状況を鑑み、このことに関しては再度検討していただく必要がある。
- 道下委員 この請願だが、やはり労働者あつての企業。逆に労働者も企業あつての仕組みだと思っている。したがって、1,500円という数字は浜田にはそぐわない。もっとこの辺は精査してこういう請願に結びつけるのが妥当だと考える。したがって今回の請願は反対である。
- 笹田委員 この請願については理解できるものの、コロナで中小企業が大変な中、労働者の賃上げをすると中小企業自体が倒れてしまう可能性もなきにしもあらずと考える。地方と都会地とのバランスが均一になることはなかなかないと思うが、仮に

- 飛野委員 浜田で1,500円となると布施委員が言ったように家賃なども違うので、お金があれば経済が回る可能性もあるが、現実的には不可能だと思う。この請願には反対したい。
- 布施委員 反対である。浜田という地域性と、このコロナ禍で、払う者ともらう者との云々はあるが、現在こういうことは反対である。
- 野藤委員 私も執行部に確認したが、コロナ禍でなくてもこういうものはもう少し精査して、労働と賃金の部分を把握した上で段階的に引き上げるべきであり、極端にやるべきでないと考えてるので反対である。
- 串崎委員長 島根県は去年の10月から792円が最低賃金となっている。最低賃金1,500円以上を目指すとなっているので、しなさいと言うわけではないのだが、地域格差があるのと、中小企業というよりも特に浜田市は零細企業が多く、売り上げが非常に厳しい中でコストが上がるのは厳しい状況。先に経済を上げていただきたいと私は希望する。確かに賃金が上がると消費が拡大するのはわかるが、それ以前に雇用の喪失が起きるのではないか。現時点ではこの内容について賛成しかねる。

○「請願第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

挙手なしにより、本請願は採択とすべきでないものと決した。

3 陳情審査

- 串崎委員長 先ほど意見陳述された陳情9件の審査に入る。今回から、陳情の採決は、陳情の審査終了直後にまとめて行う。執行部の方がおられるところで行うのでよろしくをお願いします。
- なお、補足であるが、付託された陳情は全て市長へも提出されている。

(1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について

- 串崎委員長 参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いします。
- 道下委員 この現場を見に行っただが、民地があるようには見受けられない。JR用地のほかは住宅用地のように見受けられた。ここに市の赤道などがあるのか。
- 維持管理課長 住宅のJR側のところに赤道が通っている。その赤道とJ

道下委員

Rの間は民地となっている。

ということは赤道があり、その赤道を利用している様子が見受けられないように思えたのだが。しかしその住宅の方にお会いしたところ、JRには何度も何とかしてほしいと訴えているとのことだった。浜田市としてはどういう見解か。

維持管理課長

JRに問い合わせられていることは把握していない。昨年、住宅に住んでおられる方から、一度水がたまっている。豪雨の後に水がたまっていたので不衛生だと相談を受けている。当時現地に担当が行っているが、何日か前に雨量で240ミリくらい降り、当日も60ミリ程度降ったようだが、多少雨はおさまっていたが赤道とJRの間の土地、赤道よりも10~20センチメートル程度低い状況でそこに水がたまっていた。赤道も一部10センチメートル程度水がたまっていたという状況であったようだ。そこが降雨時に水がたまり衛生上よくないということで相談を受けている。

笹田委員

数年前に現在の部長と課長が違うときに私も住民からの話を受けて要望している。そのときも陳情者からあったように民地だとかJRの関係でなかなか難しい難しいとのことだったが、いずれにせよここは考えないといけない。最善を尽くすと回答はいただいていた。数年たち、今現在も改善されていないことは重々把握している。民地、JRの関係で難しいかもしれないが、何かしら改善が必要だと住民から聞いている。どのような経過をたどって現状に至るのか。

維持管理課長

水のたまっているところについては、進んでいる状況はない。大分昔からの話で今回の要望の場所とは異なる内容かもしれないが平成21年ころ、今回の陳情場所から30メートルほど北側になるが、そこにも水がたまると要望があり、その時は県道から水が来ていたので、県道から水が来ない整備をしている記録がある。

平成25、26年ころ、北側30メートルあたりのところで家庭排水が出ていて水がたまるという要望があり、水路を設置して家庭排水がどうにかなるように対応した記録が残っている。そういう対応はしているが、笹田委員が言う今回の場所については特に今のところは対応していない。

川上委員

水がたまることに関して、その土地については管理する方々、用地の区別など問題があるかもしれないが、水がたまって問題があるなら、労を惜しまず解決しようというのが行政の姿勢だと思うが、いかがお考えか。

維持管理課長

委員おっしゃるように危険なところがあれば対応も考えなくてはいいけないが、昨年お話を聞いたのが衛生上よくないということもあり、そのときは要望者には、昔は田んぼであった土地で民地なので難しいという説明をした。

川上委員

私が言うのは問題があるだろうが、危険箇所ならそういう恐れがあるのなら労を惜しまずに対応するのが行政の姿勢ではないか。どうお考えか。

維持管理課長  
布施委員

おっしゃるとおりである。

要するに水は高いところから低いところへ量は関係なくたまるもの。こういった陳情は、賛成反対という意味ではないが、まず、解決するのは民地部分、水がたまる箇所なのか、それとも配水に関して民地を通るから処理ができないのかがよく見えない。要するに解決を図るなら、いつも言われるのは民地の場合、そこを陳情者、地域、そこを最低クリアしてやってくれとよく言われる。数年前にも同じような問題を解決してくれと陳情が出ており、できてないから違う陳情者から出た。民地を解決するには、民地の所有者にお願いに行かないといけない。個人ではなくてまず地域の人をお願いする。そして地域の人をお願いして民地所有者が了解すればそこから行政が民地の所有者に対してこういうことをするのでよろしいでしょうかと段階的なものがあると思う。努力をするにしても段階を踏まねばできない問題がある。しかし困っている人がおり、不衛生だというなら行政が問題を先送りするのではなく、今から梅雨時期、そういった色々な雨量が出る。そういった時に困っているのであれば相談に乗ってあげる。先の手だてはする必要がある。現場を私は見ていないが、いろいろな高低差でそこにたまってくるのでは。段階を踏んでやった上での了解が得られないのか。

維持管理課長  
布施委員

おっしゃるような段階まで進んでない。

段階を、陳情が出るなら、事実確認を陳情者や地域に確認して。そこで了解を得るか得ないか、やはり不衛生とか雨水がたまって腰まで高さの水がたまるなら問題である。本当にたまるかはわからないが、私は見ていないので。そういった部分があるのなら確認して段階的に実施してハードルが高い部分をどうするのか地域と一緒に解決するのが筋であると思う。

野藤委員

排水の問題かと思う。高低差の問題でたまるのだろうと。排水をするのに所有者がわかっているならある程度の働きかけが必要ではないか。陳情書に書いてあるとおりに腰まで水がたまるというのは、さきほど10数センチと言われたがどちらか。

維持管理課長

陳情書に書かれている、腰までというのは我々は把握していない。昨年現場を見に行った豪雨後の時点の様子を先ほど申し上げた。

野藤委員

その土地がどのように利用されているのか、人が通るのか。近辺の人が通路として利用しているのかと思うが、改善して

維持管理課長  
串崎委員長

いくよ行政としては働きかけていくしかないのではと思う。災害が起こるなら早急に対応しなければいけないが、赤道でたまに人が通る程度なら、改善を働きかける程度でよいのでは。

地権者や町内に様子は確認してみようと思う。  
ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

**(2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について**

串崎委員長

参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いする。

( 「なし」という声あり )

**(3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について**

串崎委員長

参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いする。

道下委員

陳情者が指定管理者に求める程度の方針を公表すべきではないかと、私もそう思うが何か特別、公表できない理由があるのか。

建築住宅課長

陳情書にもプレゼンで選定して管理運営方針を公表するように書いてあるが、市が来年度から直営するにあたり、運営方針は指定管理でも直営でも変わらない。管理者が変わるので、改めて市がこういう管理運営方針でやるとお伝えする必要はない。管理者は変わるので、入居者の方からの問い合わせ窓口は変わる。市なのか業務を委託している業者へ聞くのか迷うことになるので市から改めて入居者に、こういうときはどこに問い合わせるかを説明する必要があるため、3月5日に入居者全てに文書をお配りしている。

川上委員

雇用促進住宅については、市民が注目している案件であるので途中段階も含めて公表するのが一番よいと思う。お住まいの住人にのみ知らせするだけで十分と考えるか。

建築住宅課長

10月中旬に指定管理選定委員会が終わり、結果的に選定に至らなかったことを受けて産業建設委員会に報告した。その後、入居者へは業務委託先はどこになるかは別にして市で直営管理すると。入居者に不安は与えることはしないとの説明を各団地で実施した。そのときにも市が管理することで不安だという意見はいただいている。

川上委員

住民サイドには十分説明したが、実際に住んでおられるので、十分公表して説明すべきではないかを聞きたかった。

建築住宅課長

地元で説明すべき、管理運営方針は変わらないにしても丁寧な説明は必要で、入居者には既に周知している。必要に応

笹田委員

じて今後の民間譲渡のこともあるのでその都度説明していきたい。

丁寧ではない。管理運営方針は変わってなくても管理方法は変わる。僕らも見えない。来年度市が直営にするとしても。売却の話もあるし。今後の指定管理のこともあるが、前と管理運営が違ってくるので、住民だけでなく市の持ち物として、市民に説明する必要がある。どちらにしても売却するのだろう。方針として。だったらなおさら大事なところを管理方針、運営方針は市がしようが指定管理者であろうがかわりがないと、そんな冷たい答弁はないと思う。運営は変わるのでそれなりの責任を持って、この施設は大切だからこうやっていくとか、今後はこうしたいということ。今回はこういうことをするとか、丁寧な説明が必要だと考える。課長の答弁は非常に冷たい答弁と思う。業務的、血の通っていない。方針は変わってないから言う必要はない。それでは我々も方針が変わってないのなら、管理運営が変わっても運営方針が変わっていないから一緒だと言われてもこっちも困る。丁寧な説明であったり、もう少し市民の顔を頭に浮かべて答弁していただきたい。どう思われるか。

建築住宅課長

大変申しわけなかった。私も入居者の不安解消のために丁寧にといい思いはある。不安を解消するように進めていきたい。地元町内に対しても、実際入居者は変わらず建物はそのままでも管理者が変わるので、改めて説明したい。

笹田委員

そうでないと困る。委託料の予算を審議しないといけないので市としてこの問題は大事だと思う。しっかり心がけていただきたい。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

ここで暫時休憩とする。再開は11時15分とする。

[ 11時 02分 休憩 ]

[ 11時 11分 再開 ]

串崎委員長

委員会を再開する。

**(1) 陳情第 187 号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について**

串崎委員長

参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いする。

飛野副委員長

家電品の交換だが、市の維持管理規定というか、決まり事はどのようになっているか。

建築住宅課長

決まり事といっても中々難しいところもあり、正直躯体については建物、当然修繕は必要な場所には緊急性のあるところ

飛野副委員長

ろは随時修繕は行っている。ただ、それ以上の、改良、よくする修繕が難しい実態がある。

明快な決まり事がないように聞こえた。通常家電品という  
とコンセントに差す、それが一つの分岐点かと思う。入居者  
の財産かどうかという部分は、その辺が判断材料ではないか。  
どうだろうか。

建築住宅課長

このたびの家電品故障の原因が、建物についている電柱から  
電気を引き込むための供用ブレーカーが老朽化して、200ボ  
ルトの電流が各家庭に流れたことが原因である。個人の家電  
は持ち物だから本来は個人で修理するべきだが、原因は市施  
設の老朽化のため、市で修繕させていただいた。

飛野副委員長

であれば、あえて家電品と書いてある。今の説明のあった  
部分では躯体についても本来住宅に付加されているのである  
のであれば市で、ということがあるのだろうが、家電品とい  
うし、冷蔵庫という話も出たし、その辺をはっきりさせない  
といけない。

建築住宅課長

壊れたのは個人のブレーカーではなくて市が設置している  
供用ブレーカーである。そのため市の責任で支障のあった家  
電品を新しいものに取りかえた。

布施委員

市でブレーカーを取りかえたとのことだが、12月5日に落雷  
があったとき、雷サージというが、過電流が流れたときに200  
ボルト。それはブレーカーは落ちるだろう。100ボルト対応と  
かで。その部分で実質、今陳情者が言うのは対応がどうだっ  
たのかということを知っているわけだ。対応はすぐされたの  
か。家電品から煙が出たとか。火災の原因になる。火災保険  
なんかも所有者が火災になったときには、今みたいに保険を  
所有者は掛けるがテレビや冷蔵庫は対象外になることが多い。  
埋め込み型テレビとか冷蔵庫なら建物一体型なので対象にな  
るが、個人の持ち物だと火災保険もおりにないことが雷サージ  
が起きてても可能性がある。市として対応はどうだったかとい  
うのが陳情にも一部あると思うがその部分の対応はどうか。

建築住宅課長

初動対応がそれぞれ連絡が取れなかった。私なり担当に。  
遅れた面は当然反省すべきである。現場に伺ったが原因とし  
ては落雷が原因ではなく単純に供用ブレーカーの老朽化、こ  
れが原因である。落雷なら保険対象にもなるが、今回は市の  
施設の老朽化のため、市が負担した家電製品とか供用ブレー  
カーを全てかえた。これについても保険対象にはならない。

布施委員

このたびあった部分については全て、市が、不具合が起き  
た部分はブレーカーを初め家電製品やファクスについては変  
えたという事実確認と今後それをもとに、海石住宅だけでなく  
点検は行ったのか。

建築住宅課長

2件分であり、現場に供用ブレーカー修理業者に来てもらっ

- たので、一緒に家電に影響があるものないものは全て見た。影響のあるものについては、その日のうちに近所の電気屋に市の負担で直すと発注して帰った。陳情書に記載のある電話機から煙が出たとも書いてあるが、これも市が新しいものにかえた。交換した後に何か不具合があれば市に連絡いただくようお願いしているが、現時点で不具合に関する連絡はない。
- 野藤委員 雷が原因だと思っていたのだが、上の高圧のところに落雷し、宅内に引き込まれたのかと認識していたが。海石住宅ということで地理的な条件は把握していないが、塩害で損傷するというのが、海端というか。それが原因でブレーカーとかが破損したというか、高圧が入ると遮断されると思うがそれができなかったのかなのか。
- 建築住宅課長 立地的に海端ではない。昭和47年に建てられたもので、それ以降のことは想像であるが供用ブレーカーの入れかえもしてなかったのではないかと思われるので、海石住宅全て供用ブレーカーを点検した。いつ不具合が出てもおかしくないという点検結果が出たので全て交換として対応した。ほかの住宅の供用ブレーカーはまだ点検していない。
- 野藤委員 耐用年数などあると思うので、供用ブレーカー以外でも耐用年数的に交換が必要なものがあれば確認してはと思っているが。その辺に危機感に疑問が残るとか書いてあるが改善されたと認識してよろしいか。
- 建築住宅課長 海石住宅の今回ブレーカーは全て更新しているので改善したと判断いただいても構わない。ただ、全ての住宅を点検したわけではない。折を見ながら点検が必要だろうと思う。
- 川上委員 理由は確認していただきたい。塩害について話が出たが、海からどれくらい離れているか。私が知っている話では海から7キロくらいまでは塩害範囲とされると聞いている。7号荷さばき所でも聞いたが500メートル程度であれば中塩害地域、7キロまでは塩害があるだろうという予測で動くべきであると思う。明確な答弁だったのでその点を私から言っておく。
- 建築住宅課長 塩害ではないというのは私の想像である。位置は海からかなり離れており海風が直接当たる建物ではないので、塩害ではないと話をした。大変申しわけない。
- 笹田委員 陳情の趣旨は海石住宅の家電はできるだけ交換してほしいというわかりやすい趣旨であるがこれに関しては、住民と話をされて、全て交換して、今は通常どおり問題なくお住まいになっているのか。
- 建築住宅課長 停電になったその日のうちに影響のある2戸について市職員と電気屋が立ち会って、動くかどうか作動確認し、動かないものは市が修繕するというので所有者の了解を得て市が発注して交換した。入居者にも今後不具合があればまた言って

串崎委員長

くれとお願いしている。  
ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )

**(5) 陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について**

串崎委員長

参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いする。

川上委員

確かに重要事項なのだが、市としては基本的には宅建以外だと理解している。自死者がおられた場合の対応はいろいろあると思う。このことに対してあちこち調べたか。

建築住宅課長

インターネット等で事故物件を検索するとかなりのケースが出てくることは確認している。

川上委員

東京高裁では、危険負担条項における瑕疵に当たるとしてその発生時期は発見時点ではなく、原因事実が発生した時点であると言われている。それも含めて、多くの事例があるので、弁護士などにご相談の上対応していただきたい。

布施委員

心理的瑕疵にはいろいろな事例がある。自死も部屋内だったり建物内だったり。心理的瑕疵というのは取り扱う民間という大家さん、管理者が判断すべきだと思う。あえて公表したばかりにその物件がずっとあく状態が続く場合もある。ただし宅建法では告知義務、文書ではなく告知義務があるものと思っている。心理的瑕疵は、事故物件にはいろいろな捉え方がある。近くに迷惑施設があるとか、社会的勢力があるとか、それも心理的瑕疵の一つに入ると思う。ここに書いてあるとおり個別に上げるわけにいかない。弁護士に個別に相談することは行ったほうがよいと思うがどのように思っておられるか。

建築住宅課長

宅建業法では重要事項説明ということで記載して、相手方に確認いただき了解の上で賃貸なら賃貸の契約していただくことになっている。市はそこまで厳しいことにはなっていないが、入居募集時に、何らかの問題があるという住宅がわかる募集の方法、当然そういうことも検討していく必要がある。そのことも併せて弁護士と相談してどういう周知がよいのかを今後検討する。

布施委員

入る方に、後からわかったら不利益になるから告知義務は文書なり口頭なり、する必要があるという義務はあるのでそれはやってほしい。心理的瑕疵となると訴えた側がおり、それを信用して入居したのに周りに迷惑施設もあるじゃないかというのも心理的瑕疵になる。そのときに周りの人がそう判断しなくてもその人だけが判断する場合があつてなかなか難しい。それは最低限やることは、個別にあつたときには弁護

建築住宅課長  
川上委員

串崎委員長

士に相談する。そういったものはきちんとやってくれというのが陳情趣旨なので、それはやるということか。

やっていく。

先ほど私の発言の中に不適切な部分があった。その部分を「自死」に変更させていただく。

了解した。

( 「なし」という声あり )

**(6) 陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について**

串崎委員長

参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いする。

川上委員

連帯保証人については格差がある。今後見直す考えはあるか。

建築住宅課長

私どもが連帯保証人を外しているのは、市営住宅のみ。これは低額所得者とか住宅の確保に特に配慮を要する方は連帯保証人が見つけられないことで生活の拠点となる住宅に入れないようなことがないようにということで公営住宅においては県と合わせて連帯保証人を廃止している。

川上委員

市が介在する住宅に差が発生している。差の発生は不備と感じるので考えていただければ。

建築住宅課長

民間住宅も連帯保証人が残っている部分もあるので、流れを見ながら今後検討したい。

布施委員

連帯保証人と民法改正の保証人をとらないという陳情の部分があったが民法改正はどういったところが解釈が違うのかを伺う。

建築住宅課長

民法改正は、連帯保証債務の極度額の明示を義務づけたものであり、一律に連帯保証人を不要とする改正ではないと理解している。

布施委員

連帯保証人不要という解釈ではないということは、連帯保証人はこれまでどおり、市営住宅に入るときは低価の家賃で入られる。所得も低いからそういったところを選ぶわけだが。最低限、退去時には原状復帰とかの費用も発生するし、いなくなった部分もあるかもしれない。最低限の補償をするために連帯保証人は残すという解釈でよいか。そういうために連帯保証人を設けているということか。

建築住宅課長

連帯保証人は、滞納があった場合にその方にかわって支払うことが一つ。また、退去されるときに修繕義務があるので、そういうことも入居者がされない場合には連帯保証人がやるという意味合い、この二つがあると思っている。公営住宅については連帯保証人が見つけられないために入居できないことを防ぐということで残している。他の住宅については、連帯保証人制度を残しているということである。

野藤委員	陳情書面の中に、建築住宅課は債権を確保するために保証人を取る、保証人を不要にする予定はないと考えていると書かれているが、このように言われたのか。
建築住宅課長	債権を確保するためだけの保証人だけではなく、退去修繕も当然考えてのことである。
串崎委員長	ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )

**(7) 陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について**

串崎委員長	参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いします。
布施委員	プレゼンのときに総合振興計画に沿ったプレゼンがあったのかと聞いたら、なかったと言われた。それは市として、プレゼンのときに総合振興計画に沿った発言があったか、なかったのか。
建築住宅課長	プレゼンのときは私も聞かせていただいた。総合振興計画という言葉はなかったと記憶している。
布施委員	新しい提案というのは指定管理者を求めるときに非常に苦慮するところだが、選定委員会があって選定基準を満たしているかどうかの一つの分岐点である。それ以外にプレゼンのときに指定管理者になろうとしている人の意欲や熱意、提案内容、文書に表せない提案内容が大きく寄与すると思っているが、基準があって逸脱する部分は何らかの、お金や人などを考えて、こうするああすると言うと、聞いたほうは耳ざわりがよいものがあるので選ぶ可能性があるが、一定基準があり、それをもとに採点すると思っている。総合振興計画は選定基準から漏れたから、総合振興計画に沿って提案したのにおかしいのではないかと、後づけではないかと考えた。選定されたときにそういう提案がなかったのであれば、市の選定基準としてはそぐわないと問題ないと思った。 ただし、その後の委員会で言ったように選定基準については新年度になったら改めて、今の時代に沿う総合振興計画に沿ったものにしないといけない。全てを変えるのは難しいからどこをどう変えるかは執行部が主体性を持って、選定委員会の委員についてもそういった世の中の流れがあるから基準に沿って採点がゼロにならないようなものにしていただきたい。
建築住宅課長	選定委員会については担当課が別だが、私どもも、随時、情報を交わしており、見直しはお互いに必要だと確認している。どのような形かはまだお示しできないが、来年度に向け協議を重ね、よりよいものにしていく。

川上委員	このことは総合振興計画や条例の問題なので、上位となるべき法、条例についてしっかり調査されて、こういう問題が起きないようにすべきである。事前にやっていくことがこういう問題を避けることにつながるので、ぜひやっていただきたいのだが。
建築住宅課長	ご指摘いただいているので、今後の指定管理の公募に当たっては関係計画とも整合性をとりながらやっていく。
行財政改革推進課長	選定委員会の関係なので説明させていただく。各項目について見直しということについては今後検討したい。前回、各項目で0点がついた点は昨年12月に見直ししており、0点の際には理由を付していただくよう改善している。
笹田委員	雇用促進住宅の指定管理のことだと思うが、陳情者に不備があり問題があるのではないかという陳情だと思うが、市としては選定委員会も含めて、見直すという話もあったが、この段階ではどのような不備があったので改善が必要なのか、もしくは、ルールにのっとってこれ以上ないくらいの形で選定委員会を開いたのか。
建築住宅課長	私も現場におり、後から資料なども情報提供で見せてもらったが、0点にはびっくりした。そのことについては行財政改革推進課長も答弁したように制度の不備かどうかはわからないが、問題があると理解している。
笹田委員	布施委員の指摘もあったが選定委員の中で、どちらが上位かではなくて総合振興計画と条例の問題もあったがそういったことも含めて、今後施設を管理するに当たりルールを決めてやっていくつもりか。
建築住宅課長	総合振興計画は浜田市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うための体系的な計画だと理解しており、このたびの雇用促進住宅については以前からお話ししているように条例なり業務仕様書に基づいて提案いただくという話だった。ただこういう意見の相違があるので、総合振興計画なり、住宅マスタープランを見据えながら進めていきたい。
川上委員	選定委員については、委員は利害関係のある案件については会議に参加してはならないという条項がある。それから指定管理者の指定の手続きに関する条例では、委員会は次に掲げる区分により市長が委託するとあり、その中に受益者とある。受益者は利益を売る者ではないのか。
行財政課長	受益者の位置づけだが、通常だと利用者が該当になるかと思う。
川上委員	利用者の利は利益の利である。利用者がその中に入ってくるのが本当に条例、条項、文言上あったかどうか非常に不安である。どこかで正確にしていきたいのだが。

行財政改革推進室長	受益者の位置づけだが、明確ということになるかどうか分からないが、位置づけについてはわかりやすい表現なりで対応していきたい。
川上委員	せっかくなので、法令に詳しい方に確認していただき、そごがないように願います。
串崎委員長	ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )

**(8) 陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について**

串崎委員長	参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いします。
川上委員	決定なしとしたことは終わったことなのでとやかく言うことはないが、それ以後について。決定後のやり方、進め方は明確にしておく必要があるのでは。
建築住宅課長	明確にというご意見だが、相手があることでありいろいろな会社に声をかけさせていただき、実際によい話にならないケースがある。今後はよりわかりやすく進めたい。
串崎委員長	ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )

**(9) 陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について**

串崎委員長	参考のため、執行部へ確認したいことがあれば質問をお願いします。
布施委員	はまだお魚市場の部分について違法だという部分があったが、この分について違法だと言われた部分は、執行部はどう調べているか。
水産振興課副参事	昨年1月に選定委員会があり、そこで提案いただいた。どぶろくについては指定管理者とは別の実績のある業者が製造免許を取得され、弥栄のふるさと体験村の施設は使っておられなかったため、それを借りて6千リットルを製造販売するという提案だった。選定委員会の応募をいただくに当たり、市が示した応募要項や仕様書には、自由に提案してくれとあり、指定管理者からの提案であり、内容は問題ないとみなしている。担当課として提案であるために実施において内容について検討すべきものということで提案の内容については結果的に当初の事業者が資材を借りられず断念されて、特区エリアを弥栄から浜田市全域にかわっていただき、別事業者が製造販売することになった。形を変えて製造販売することになっているので違法ではないと判断している。 これについては陳情をいただいてから顧問弁護士にも相談し、経過や内容を説明し、問題ないとの見解をいただい

布施委員

るので、執行部としては特に問題ないと判断している。

提案の内容については違法ではないが、提案の時点ではどうだったのか。

水産振興課副参事

提案時点の提案内容だが、6千リットルそこで作って本当に販売するかどうか争点になるとは思っていない。自由度をもって要綱や仕様に基づいて提案された。その時点では問題ないと判断した。

川上委員

その時点では自由度をもって問題ないと進められたと。よく恣意的な動きというのがあり、後ほどそれについて対応するという形で動くことが多いと思う。そうするといろいろな疑問点を持たれるので、そういうことはないようにすべきである。法令はしっかり確認していただき、後ほど弁護士に確認したら大丈夫だったという発言はいかがかと思う。今後もうこういう方向で物事を進めることがあるのか。

水産振興課副参事

お魚市場に関しては、これまでの市の指定管理者の募集ではなかなか例がないとのことである。委員が言われたように法令に基づいてきちんと問題がないことも今後もきちんと確認すべきところはあったかと思うが、今後はそういうことも研究しながら進める。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、これから陳情9件の採決を行う。採決前に、自由討議を行うべき案件があるか。

布施委員

採決に入る前に。今回は陳情者に陳述いただいた。それで判断すべきこともあるが、執行部についてもそれぞれ聞いた。採決に当たり、また可とするなら賛成意見、否とするなら反対意見がないといけないのか。

串崎委員長

反対なら反対理由を本人に伝える必要があるため、その旨を言っていたきたい。

布施委員

それはわかるが、反対理由も長々話す部分と、陳情に対して中身を言って反対するのを簡素化するのに、いまの陳情者の3分を設けたり、執行部に答弁を求めたりしているが、今までこれはあまりなかったことである。わからないから採決のときには、この産業建設委員会は過去そのようにやってきた。賛成するにも反対するにも意見を言う必要があるが、端的に賛成、反対でよいのか。

近重書記

反対される場合には、各委員に理由を述べていただく。賛成のときは不要である。

串崎委員長

よろしいか。

( 「はい」という声あり )

○「陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を

求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員で採択とすることと決した。

○「陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

布施委員

1階で弁当を売っていただくことは非常に周りの業者には影響があるが、某テレビ局も放送されたし、しっかりPRできていると思う。よってこの件は進んでいるため、この陳情はないと思っているので、反対とする。

野藤委員

第6弾まで浜田市のコロナ対策は進んでいる。第7弾もあると聞いている。飲食だけでなく。短期的に飲食が注目を浴びたわけであるが飲食もプレミアム飲食券も出しているし潤沢に出ている。飲食以外も大変厳しい状況でさまざまな支援策が出ているので、進んでいるので必要ないという意味で反対である。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で採択とすることと決した。

○「陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員で採択とすることと決した。

○「陳情第187号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

布施委員

事案の発生から時間は経過しているが、対処したため必要はなく、反対する。

飛野副委員長  
笹田委員

すでに解決しているため反対である。

市もいろいろ問題があったにしろ、しっかり対応したと回答をいただいたので、この陳情には反対する。

野藤委員

停電の原因は供用ブレーカーで、もう対応したとのことだったし、今後も何かあれば対応すると言われていたので、危機感もある。もう終わっている今後も対応される案件のため必要ないと思う。

道下委員  
川上委員

私も同様に反対する。

多くの委員は既に対応済みとの意見であったが、私はまだ問題が残っているなら対応してほしいということをお願いしたので、賛成である。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数で採択しないものと決した。

○「陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員で採択とすることと決した。

○「陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

布施委員

連帯保証人は金銭債務を保証するものと退去時のものがあるので、残すべきと考える。これは反対する。

野藤委員

民法改正部分が、保証人を取らないと記載されているのではない。取る部分と取らない部分とで選択されていると説明があった。取る場合も限度額が規定されているとのことで、民法違反とは考えてない。反対する。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で採択とすることと決した。

○「陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について」

布施委員

委員からご意見をお聞きする。

将来的には必要だが、総合振興計画に沿ったプレゼンであった提案がされたか確認したが、なかったので後づけと考える。将来的には必要と思うがこの陳情には反対する。

野藤委員

執行部の答弁では、検討されるという判断をされているようなので、これはそのようになると思っているので、この陳情に関しては反対、済んだことであると判断する。

川上委員

済んだことという発言があったが、済んだことだろうが何だろうがこういう形で陳情が出たということは、それに答えないといけない。検討すべきものは検討する必要がある。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で採択とすることと決した。

○「陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員で採択とすることと決した。

○「陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について」

布施委員

委員からご意見をお聞きする。

先ほど執行部へ確認し、現時点での違法性はないとのことなので反対する。

笹田委員

布施委員と一緒に違法でないという点がキーになっているので私も反対させていただく。

飛野副委員長

私も同じ意見で反対である。

野藤委員

違法性、どこまでが違法性なのかだが、いろいろなものを企画するのに、様々な提案をして障害が出てきたら改善する、民間では当たり前のことである。提案してから違法だというのは釈然としないため、反対する。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数で採択としないものとする事と決した。

以上で陳情審査を終了する。

ここで暫時休憩とする。再開は13時05分とする。

[ 12時 04分 休憩 ]

[ 13時 03分 再開 ]

串崎委員長

委員会を再開する。

#### 4 議案第 9号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

建築住宅課長

( 「なし」という声あり )

串崎委員長

委員から質疑はあるか。

布施委員

この一部を改正する条例、なぜ一部改正しなければならないのか根拠を示してほしい。

建築住宅課長

この一部を改正する条例は、国の「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正がもとになっている。

国の法律の改正理由は、2016年11月発効のパリ協定を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、住宅建築物の省エネ性能の一層の向上を図り、住宅建築物の規模・用途ごとに特性に応じた実効性の高い総合的な対策を盛り込むことが趣旨で、国の法律が改正され、県も改正され、市も事務作業が出てくるので手数料条例の一部を改正する。

布施委員

根拠法はわかった。ここに目的と理由が記載され、床面積2千平米から300平米になることで、市でそういった、これ議案質疑の時も質問があったかもしれないが事務所や倉庫が対象になると思う。そうすると今の浜田市で、改正することでどのくらい把握されている部分があるかないかわからないが何倍とか300平米がどれくらいあって事務所や倉庫の区分をしているのか。

建築住宅課長

300平米にしたことによる市の想定事務件数は、直近の28年度から今年度までの5年間、対象となる建物はなかった。今後もしも次々出てくるのは難しいと思うが、300平米超えの事務所等を新築する際には省エネ適合判定が必要になってくるので、あって年1、2件程度かと思う。

布施委員

当市では対象の事案がないことがわかったが、これ先ほど答弁があったパリ協定の二酸化炭素削減ゼロを目指しているが、当市にはないということだが、できたときには、県や国

建築住宅課長

に届ける必要があるか。こういう事務所ができた、こういったものに対して建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に300平米になっているので国や県に届ける必要があるのか。

串崎委員長

省エネ法一部改正前は、届出義務だったが、令和3年4月1日から適合義務となる。適合していないと建てられないという制限がかかることになる。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 5 議案第12号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

農林振興課長

( 「なし」という声あり )

串崎委員長

委員から質疑はあるか。

笹田委員

条例を廃止して新たに創設されるほうに枠が行くと思うが、今ある残金の取り扱いを聞きたい。

農林振興課長

3月補正で事業費の減額補正などかけている。3月補正時点で約9千万円が基金残額として残る予定。これについては、提案説明の中でも話しているようにまちづくり振興基金に積み立て直して中山間枠の原資として使う予定である。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 6 議案第19号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

商工労働課長

( 「なし」という声あり )

串崎委員長

委員から質疑はあるか。

笹田委員

この施設は、城山の上にあり、私も小さいころ使わせてもらい卓球とか利用した記憶がある。今ここに書いてあるとおり耐震など利用者も含めて了承を得ているとのことであるが浜田市としてはこれが必要だから施設として持っていたのだと思う。これにかわる何か施設というか、利用も含めた施設というのは代替施設として。どちらを考えているのか。既存の施設であるが。どういったところで対応する考えか。

商工労働課長

この施設は昭和45年に制定された勤労青少年福祉法に基づいて当初設立された。時代が移り変わって根拠法令もなくなったので、現在は公民館的な活用をさせていただいている。今後は既存の公民館活用を含めて対応したい。

笹田委員

議案質疑でも解体後は決定してないとの回答だった。解体するにもお金がかかる。今後の予定がわかれば聞きたい。

商工労働課長

担当課としては解体したいと思っている。来年度サマーレビューで予算要求して、今後解体を決定すると思う。

笹田委員

土地の利用方針は。

商工労働課長  
野藤委員

一応普通財産に移管して、今後の活用がまた検討される。  
更地で利用するのか。物は建てられないか。公園条例の規制がなかったか。

商工労働課長

もともと城山の上なので、なぜあのような高いところにあるのか正直わからないが、状況に応じて関連法令を見て検討していくことになるだろう。

野藤委員  
商工労働課長  
串崎委員長

避難所か何かの指定にはなっていないか。  
今は多分なっていないと思うが、少し確認したい。  
ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 7 議案第20号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について

串崎委員長  
維持管理課長  
串崎委員長  
野藤委員

執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。  
以前、観光案内所は2階だったと思うが、それを下におろすのか。

維持管理課長

確か観光協会が2階にあって、今現在、観光案内所と待合所が1階にある。

観光交流課長

補足すると、当時観光交流課の前身の観光振興課が駅舎の2階に出ていたが、1階にある市民サロンの場所、あそこには観光案内所は今の駅舎ができた平成21年当時からある。ただ今回提案したのはあそこに観光案内所がある、特産品販売もしていることが市民を含めてわかりにくいことがあるので、あそこをはっきりさせるために市民サロンという名称を改めて観光案内所、待合所という形で条例提案するものである。

野藤委員

その辺がわからなくて、上が観光案内所と思っている人が多く、下は物販の感じなので。それと待合所。そう思っている人がいる。だから上の観光協会のあれは事務所としてのみということか。

観光交流課長

実際は観光協会の本部機能として2階に事務所を置いているが、そうは言っても改札口を出たら向かいに2階の観光協会があるわけで、あそこでももちろん観光案内を受け付けている。観光案内所として表向きに告知させていただいているのは、駅の1階の市民サロンの場所になっている。

布施委員  
維持管理課長

同じ場所で、改正前と改正後の地番が違うのはなぜか。  
番地については、平成30年に、市が管理する駅舎のところの土地についてJRより買収している。このたび駅前整備が完了したので、それに併せて買収したので地番が変わっており、今回地番変更も提案している。

布施委員

知っている人からするとサロンというとやわらかい感じでサービス全般を提供するところだと理解していたが、今回、

	<p>観光案内所、待合所と名前を変えることで、中のサービスが。時間帯が変わると書いてある。時間帯が変われば今までフレックスタイムで出勤していた人などがいるかもしれないし、出勤体制が変わるだろう。観光協会の中の配分で実施すればよいことであるが、中身は今までどおりサービスを提供するのか、それ以上を考えているのか。</p>
維持管理課長	<p>中身についてはこれまでと全く変わらない。サービス、営業時間も変わらない。</p>
布施委員	<p>変わらなくてもよいが、バージョンアップしたものに取り組まないと、名前だけ変わって市民に対してここが変わったからこういう名前になったと、観光の案内をするなら特化するものを置くとかがついてくるものだと普通は思うが。中身が変わらないのに名前が変わるのはあまりどうかという思いがある。その辺はどうか。</p>
観光交流課長	<p>維持管理課長から時間の変更はないと答弁したが、実際の業務内容については、これまでも駅舎建設当時の平成21年から観光案内所に併せて萩・石見空港の快適アクセス事業の申請受付であったり、これは現在終わっているが、生活路線バスの回数券や乗車券発行業務であったり、市の業務として浜田市有料駐車場の利用券発行業務を行っている。</p> <p>さらに観光案内については、今はコロナ禍で観光客が減った状況だが、高速バス等やJRで来る外国人観光客に備えて、日本政府観光局（JNTO）の外国人観光案内所の場所にも認定されている。あそこは市民サロンという形で外国人に紹介されるよりはわかりやすく観光案内所と、外国人にもわかりやすく案内所の機能拡充ではないが、よりわかりやすくするための条例改正である。</p>
布施委員	<p>名前は変えて、中身を特別なことはないが充実させるためにこういうことをやっているというのは大事だと思う。それが自分たちだけにわかるのではなくより多くの市民、観光客に伝わらないと意味がないのでその辺の取り組みをしっかりとやっていただきたい。</p>
串崎委員長	<p>ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )</p>

## 8 議案第22号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について

串崎委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p>
維持管理課長	<p>( 「なし」という声あり )</p>
串崎委員長	<p>委員から質疑はあるか。</p>
野藤委員	<p>この条例は上位法からきているのだと思うが、まちづくりには非常によいと思う。具体的に、浜田市で例えば駅前ここ</p>

維持管理課長  
野藤委員

ういう道路をつくろうとか、そういうのはあるのか。

今のところはない。

駅前と言ったが紺屋町などは公園があるのであのあたりでできそうだった。今後そのあたりの住環境というか、まちづくりができたときには、ぜひこれを思い浮かべていただきたいというお願いということで。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 9 議案第23号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

串崎委員長  
建築住宅課長  
串崎委員長  
笹田委員

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

これは住宅条例を廃止して、建設年度が明治26年度でかなり古い建物なのだが、有償譲渡とある。安全性は大丈夫か。

建築住宅課長

明治26年度建築で100年以上たっている古い建物である。当然耐震性はない。ただ、入居者は今の状態をすごく気に入っている。今の状態のまま譲り受けたいという要望があったため有償譲渡を提案するものである。

笹田委員

耐震性がないということで入居者が気に入っているため譲渡とのことだが、譲渡後に何かあった場合に市に責任はないのか。

建築住宅課長

当然、瑕疵担保責任は契約条項にもうたう。特に、大きな問題、地震などがなければたちまち問題があるとは思わないが、直近でいえば平成26年には漏水があったので修繕している。修繕についても今、気に入っている状態を壊さないようにちょくちょく修繕しているので、その辺はご理解いただけていると思っている。

笹田委員

行革の観点からもこういう施設の売却はよいが、売却価格は言えるか。

建築住宅課長

不動産鑑定評価、土地建物による適正価格とだけでご容赦願いたい。

野藤委員  
建築住宅課長

UIターンの方がご利用なのか。

UIターンか正確には存じ上げてないが、県立大学ができた際に弥栄村に住みたい先生がおられ、現在もその方が住んでいる。

野藤委員

外国籍の先生か。大体わかった。これは市営住宅として賃貸されていたのか。

建築住宅課長  
野藤委員

市営住宅ということで、月々の家賃はいただいている。

弥栄村は25年か20年住めば無償でという条例があった。こういうので二十数年住んでおられる。例えば譲渡価格のことがあったが、適正価格なのだが居住してもらえるとということ

建築住宅課長	で何かインセンティブがあるか。 減額譲渡となると議決事項になる。あくまで不動産鑑定評価額による適正価格ということで相手方も了解されている。
川上委員	先ほどの答弁を聞き逃したが、瑕疵担保責任がついているが瑕疵担保責任にかかわるものは今後発生するのか。
建築住宅課長	平成5年から住んでおられる。悪いところはよくご存じだと思うので、隠れた瑕疵が出てくる想定は今すぐには考えられないが、何かあれば対応する必要が当然あると考える。
川上委員	瑕疵担保条項は生きている。今後何か隠れたものがあれば市の責任で直さねばならない状況があり得るということか。
建築住宅課長	隠れた瑕疵ということなので何が出てくるかわからないが、今の想定ではそういうものはない認識である。
川上委員	100年もたてば内部に虫食いがあるかもしれない。そういうことも調べての瑕疵担保か。
建築住宅課長	古い建物なので虫食い。実際に見ると柱に虫の穴もある状態である。しかしそこまで市のほうでというのは難しいと考えている。
川上委員	そこまで市には無理かもしれない。それは市の思いではないか。実際にそれが担保できるか。問題があっても大丈夫だとしっかり決めてあるのか。
建築住宅課長	私も現地の建物は何度も見ている。問題ないと判断して渡している。
都市建設部長	瑕疵担保責任をどこまで負うかという内容だと思う。住まわれてから20年以上ということは、個人でいろいろ直されていると想像される。そういった状況で契約のときにはいろいろ確認させていただくのだが、そこまで市が責任をとれるかという責任はないに等しいほど古い物件である。口頭でいろいろ交渉させていただく中では、現状でご了解いただきたい、多少修繕箇所が出てもご自分で修繕していただくよう、交渉を進めることになろうかと思う。
川上委員	口頭ですするという説明であった。口頭だと文書で残らない。残る形でやっているのか。
都市建設部長	契約書内にきちんとうたい、ご本人も了解の上で契約させていただいて、市として瑕疵担保責任をどこまで負うか、負わないか、はっきりさせた上で契約を進めたい。
串崎委員長	ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )

**10 議案第25号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）**

串崎委員長	執行部から補足説明はあるか。
水産振興課副参事	( 「なし」という声あり )
串崎委員長	委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

## 11 議案第26号 市道路線の認定について（三隅171号線）

串崎委員長  
維持管理課長

執行部から補足説明はあるか。

場所などを少し補足させていただく。

このたび認定の場所だが、矢原川ダム建設事業で県道三隅美都線がつけかえになるため、旧県道となる区間を新たな市道として認定提案させてもらうものである。

資料として位置図をつけているが、三隅支所から県道三隅美都線を南下していくと、県道黒沢安城浜田線と分かれる交差点になるところがある。それを三隅美都線へ曲がりしばらく走行した付近である。

計画については、道路平面図をつけている。ダム建設事業で現道から新しくつけかえられる県道は、縦断が上にずっと上がって山をトンネルで抜く計画になっている。黒線の計画である。今回認定を提案する市道は、つけかえ県道との取りつけから、旧県道となる路線へ取りつけ、そのまま家屋がある区間まで市道として認定させていただきたい。それが赤い部分である。

ちなみにそこから青く着色している線があるがそこも旧県道になるが、ダムまではダム管理道になると聞いている。ダムより先の県道については、サーチャージ水位より低くなるので満タンになると水没する計画になっていると聞いている。

串崎委員長  
川上委員

委員から質疑はあるか。

つけかえ林道の下になるので、つけかえ林道の工事のときに旧県道へ向けて幾ばくかの、岩などがあるのではないかと。将来、石が落ちてくる可能性があるのでは。確認されているか。

維持管理課長

まだそこまで細かいところは確認していない。今後確認する。

川上委員

市道認定した場合、市道の用地範囲内であればよいが林道用地内の石が落ちてくるとなると市に影響してくるのでご確認いただきたい。それだけでなく島根県には2,700か所もの石が落ちてくる危険箇所が多いので。これから先も市道に対する落石の危険のある場所にならないようお願いする。

維持管理課長  
笹田委員

おっしゃるとおりである。今後確認する。

昨日行ってみたのだがよくわからなかった。道はまだできてない。工事完成予定はいつか。

維持管理課長

令和5年くらいから工事用道路の形で、新しく市道として引き取るような取りつけができていって、完成して実際に市に引き渡しになるのは令和16年度以降になるのではと県から聞いている。

笹田委員  維持管理課長   串崎委員長  串崎委員長 商工労働課長	そこまで時間がかかるがかなり先の話なのだが、なぜこのタイミングで認定しないとイケないのかの説明を願う。 県がダム建設事業を行うが、事業実施に当たり旧県道の部分を市道として市が引き取るという確約がいただきたいと言われている。市道認定となれば、市道認定したという文書を県にお渡しする流れになるため、このタイミングで市道認定を出している。 ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり ) 商工労働課長。 先ほど勤労青少年ホームの関係で野藤委員からあった避難所の関係の答弁をさせていただきたい。 勤労青少年ホームは現在、指定避難所ではないが、高台にあるため一時避難所として活用している。建物はなくなるが高台なので一時的な身の安全確保の場所にはなろうかと思う。
--	--

**12 所管事務調査**

**(1) 浜田市役所1階の出店に伴う周辺店の状況について**

串崎委員長 商工労働課長 串崎委員長 川上委員	執行部の説明をお願いします。 ( 以下、資料をもとに説明 ) 委員から質疑があるか。 非常に心配していたが、最近聞くと安定してきたと。最初は少し下がったが弁当だけでは困る方もおられるようで、低めで安定していると聞いている。極端に大きく変化が出るようならまた調べていただくとして、差し向き今のところはお互いさまという意見のようである。
野藤委員  商工労働課長	3月31日までは1階ロビーではできるが、以前から外でやっていたのは関係ないのか。 そもそも庁舎管理のことなので、うちの庁舎管理担当課が許可をしている。今回コロナの影響もあるので商工労働課が取りまとめたが、今後も必要に応じては庁舎管理で対応されるだろうと思う。
野藤委員  商工労働課長	以前から販売されているのは福祉関係事業者で、これは継続的にされるのか。 地域福祉課の所管でチャレンジショップは別の意味合いで提供されており、それは引き続きされると聞いている。
布施委員	お互いさまということで庁舎管理のほうはしてもらおうが一つ苦言を呈する。始まったときに、地下の売店が、急に始まって自分には聞かないと言われなかったと。売れ残らないように仕入れるのが大変だと。お互い様はよいが、情報提供するのに、なぜ今日は少ないのかと思って人に聞いたら、実は上でお弁当の販売が始まったと。聞いたら実は始まっている

商工労働課長

という話があった。お互いさまであっても、長いこと我々も弁当を頼まないときには地下を利用させていただくことがある。長くされているテナントや売店には聞かれたら答えるのではなく、事業者同士、情報提供するべきではないのか。遅かったのではないか。

布施委員

地下の売店には声かけしてないが、請負事業者である会社には実施することを伝えていた。

商工労働課長

それはいつか。

布施委員

1月18日からホームページ上で企業募集を始めたので、その前後だったかと思う。電話でお伝えした。

言った言わないになるかもしれないが、下の販売所があるので、そこの販売のパートさんか契約社員の方かはわからないが、その人たちは前日の売り上げ状況を見たり週間の売り上げ状況を見たりして自分たちが責任持って弁当を発注している。残る残らないを調整している。企業側は、そこだけではなくて調整すると思うが、近いのだから現場に情報提供するべきと思う。そのための苦言であった。そういったことができていたのかと言うとできていないということであった。日にちもあったが恐らくタイムラグがあると思う。その辺を言っておく。苦言である。

商工労働課長

その辺は真摯に受け止めて、そういった意見を参考にしながら今後も取り組みたい。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## (2) はまだお魚市場のグランドオープンについて

串崎委員長

執行部の説明をお願いします。

水産振興課副参事

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑があるか。

布施委員

非常に楽しみにしている。会派代表質問でも言ったがグランドオープンするのがベストだが、夏ごろだと言われた。緊急事態宣言も関東圏を除いて解除され、この週末アクアス、ゆうひパークといろんなところに出かけてみた。東部と西部はえらく違うが非常に車が多くなった。お魚市場に代表される3密に代表される売り場は、商業施設も地も観光地もそれぞれ皆考えて対処している。日本のよいところは、規律を守り3密は、マスク、手洗い、うがい、これは冬のインフルエンザが少なくなったように非常に効果が発揮されている。飲食店は、観光交流課の飲食店パーテーション設置促進事業の補助金で上限15万円まで交付し飛沫防止の亚克力板の設置に対しても行き届いている。その上で夏まで待たないといけない部分の考え方、もう少し忙しい部分でやってほしい部分があ

- る。収束していくと思うが、判断するのももう少し早い時期にしないと、あけばあくほど、人間の心理とはわからないこともあるが、行ってもあいてない、お魚の部分に影響してくるのではないかという思いがある。会派代表質問で誰が判断するのかと質問したがやっているところもあるので、いろいろなところを参考にして指定管理者ともう少し協議してやるべき。その都度その都度周期的にされるのか。
- 水産振興課副参事 指定管理者とは定期的に会議を持っていきたい。一部オープン以降も続けたい。オールスタッフが8名なのだが全員そろえるのは経営上厳しいところもあり、3名程度で何とか運営していきたいとおっしゃっている。きちんとした定例会議を持ちながら状況を判断できるような協議をしていきたい。
- 川上委員 直近だと5月連休状況が一番のポイントだと思っている。3月4月の人の移動もあるが、行楽時期である5月の連休のところが一つのポイントかと思っている。そのときの状況を見ながら、連休明け早々に指定管理者とその辺の状況を見ながら一緒に夏に向けて準備できるかも含めて協議する。
- 水産振興課副参事 現地でも確認したが蛇腹カーテンがあった。あれはP Pだと思うが糸入りP Pの耐光性、耐熱性はどうか。
- 川上委員 少なくとも耐燃性であることは伺っているが、どれくらいもつのか、変色するのかわまでは確認できてない。以前のロール式カーテンと比べたら、景色はあまり海が見られないが外の風景を見てもらいたい。通常は開放して景色を見てほしい。夜とか暗い時間帯に閉めて管理をしたい。日も実際は北側を向いているので南側ほど劣化はしないかと思う。
- 水産振興課副参事 多分何十年ももたないと思っているが、これだけの数で相当金がかかるので、いつごろに買い換えが要るか予測があれば聞かせてほしい。
- 川上委員 今の時点で何年という予測は持っていない。状況を見て、見苦しいようであれば対応していかないといけない。劣化で交換が必要かどうかというときは指定管理者と協議して判断を行いたい。
- 水産振興課副参事 2階のフードコートは中に机が入ってなくてあまり感じなかったが、その中に机椅子が入ると相当狭く感じるだろう。大体何人程度が使えるのか。
- 道下委員 詰め込めば100人ということを知っているが、少しゆとりを持って80人程度ということで指定管理者からと知っている。コロナの状況によって80人フルにということではなくてコロナの状況では密にならないような、アクリル板はもちろん設置するが席数を考えているとのことである。コロナの影響を見なければ80人程度確保できると考えている。

- のは魚である。県外船が入っていて本当にありがたいと思っているが、21日にオープンするという事で県外船に協力依頼というかぜひともといった市から要請というか、要請とまではいかないかもしれないがその辺はどうなっているのか。
- 水産振興課副参事 仲買の方には仲買の魚を扱っていただくことが主になると思うので、お客さんへの提供用に確保するのは難しいかと思う。どういった形で対応いただけるかは仲買と話をしながら、もし必要があればやるが、あとは仲買の方のお考えによると思う。
- 道下委員 仲買とのことではなく、生産者の方が入港してくれないと魚は用意できない。そこが一番、そこが大もとであるからそれを仕掛けておかないと思うのだが。
- 水産振興課副参事 皆さん期待しているのでもちろん魚が全くないようではいけない。天候もあろうが、協力できる部分は働きかけたいと思っている。
- 道下委員 ぜひそこは要請というか県外船へも、いろいろな手段を講じて協力をお願いしてもらいたい。
- 笹田委員 下水の処理のことで伺う。今の公設市場が移動する前は污水处理施設に行ってやっていると思う。今は仲買人の負担がない。今回のお魚市場に行くことで負担が出ると聞いている。また、仲買人の施設だけではなくフードコート、どぶろくの会社、もちろん下水処理の問題が出てきて、それも処理してくれるセンターに送ると聞いている。下水、トイレだけは持っている浄化槽でするとなると、どれだけの業者が排水したかわからない。その状況で案分したら問題になるのでは。自分が出した量とほかのほうの量が異なるのに案分でということになると問題ではないかと。また、最初はなかったものが負担として、処理費として出てくるとなると、あの施設が潤って売り上げが上がればもちろんよいのだがこういう状況で売り上げがどうなるか見通せない中で負担だけ増えると、マイナスになると業者も大変だと思う。市はどのようにお考えか。
- 水産振興課副参事 施設には上水と海水も、以前なかったものを使っていただくようにしている。海水は主に活魚水槽に使うことになっている。現在の仲買売場は海水も上水も全て排水所へ流していて、かなりの処理費もかかっている。それは今の仲買の方には直接の負担はないが、お魚市場に行くとそれが、1年は様子を見て1年後からは料金をいただくと皆にお話ししている。
- 活魚水槽の水は基本的に魚が泳ぐきれいな水であるので排水は処理施設に行かずに、水槽の水は海に返す形で排水の処理しよう。主には上水になるかと思うが、メーターがついているので、使っていた状況で負担割合は協議して

笹田委員

いこうと思う。市としても仲買の負担は極力減らしたい思いも持っているので、仲買の意見をもらいながら指定管理者が1年負担することになるので状況を見ながら三者で相談しながらできるだけ少ない方向で。あまり多いようなら市もどうにかしなければいけないので少し検討が出てくるかと思っているが、少しでも魚を提供しやすい環境を一緒につくっていきたいと思っている。

一番の問題は仲買人の場所とフードコートは全く違う。その中で処理は同じとされている。また、出す物も違う。油の有無とかいろいろな問題があると思う。そういう区別ははっきりしておかないと、フードコートの方もお困りになるだろうし、仲買もお困りになるだろう。ルールを早目に決めて対応すべきである。

先ほども言ったが施設が潤えばいいが、かなり負担となるなら、将来的にはもちろん市の施設でそういった負担はお願いしないといけないとは思いますが、激変緩和というか、少しずつでも施設が運営できる形で考えていただかないと難しいから出ていくということになるとまたマイナスになるのでしっかり研究しながらやっていただきたい。

水産振興課副参事

2階のテナントには3店舗入っていただく。これまでは1店舗であったのが3店舗になるので水の量は増えるのだろうと思う。2階の排水は基本グリストラップを通過して排水浄化センターへ行くので油脂分はかなり減るとは思うが、古い部分があるのでその辺は状況を見ながらと思っている。状況を見ながら、使いながらこれはこうしたほうがよいという検討は排水処理が皆さんの負担にならないことを検討はしていかないといけないと思っている。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

### (3) 石見神楽に関する現状について

串崎委員長

執行部の説明をお願いします。

観光交流課長

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑があるか。

道下委員

今は神楽社中が舞台に立つ機会がなく、財源も非常に苦慮していると聞いている。現在は三宮神社のみと言われたが、緊急事態宣言が1都3県も解除と示されているが、石見神楽はどういう方向性になるか。

観光交流課長

夜神楽定期公演として三宮神社の例を挙げられたが、三宮神社では、首都圏を中心とした緊急事態宣言が出る前から地域限定でお客を募っており、定員制にしている。50人程度で会場で募集している対象者は中国地方限定である。緊急事態

- 宣言が全国で解除された後もしばらくは様子見となる。このあたりは主催である観光協会とも協議したいが、Go Toトラベルも3月いっぱいには厳しいだろうという見出しが出ている中で、仮に首都圏の緊急事態宣言が解除されても、すぐさま全国からというのは難しい状況だろう。お客さんを迎える我々だけでなく舞う神楽社中の方も、いろいろな場所から来られる方の前で舞うことを心配されている神楽社中もある。今はそういったことをクリアした、我々はやはり出られないという社中のかわりにほかの神楽社中が予定を変更して出演する場合もある。その辺は臨機応変に対応している。
- 道下委員 ケーブルテレビで放送してもらっているが、37団体が参加され、15団体が参加されなかった。不参加の理由は。
- 観光交流課長 特別番組を制作するに当たり、各自治区の協議会・保存会やそれらに入っていない社中にも、場所と時間を決めて全て説明したが、やはり参加されないところは確かにあって、ケーブルテレビで放送されるようになるとしっかりした舞が舞える状態で臨みたいと。今我々はそういった状況にない。人が集まる場所に行くのも医療関係、介護関係の神楽社中の舞子は集まれないという状況もある。
- 道下委員 例えば旭自治区の神楽社中さんだと、旭の湯ったり神楽も開催できず集まる機会が随分前からない。番組のために久々に舞うとなると神楽社中としても心配があるとのことで、今回は出演を辞退するところもあると聞いている。
- 観光交流課長 神楽衣装などをつくるのに9団体の採択をした。5年計画で非常に喜ばしい内容だが、これは順調に進んでいるか。
- 観光交流課長 これは令和2年度から開始した事業だが、応募団体も多く始めた。来年度も私の説明から間接的な支援と申し上げたが神楽産業の皆さんへの支援にもつながる内容なので、令和3年度も速やかに事業が開始できるように調整している。
- 串崎委員長 ほかにあるか。  
( 「なし」という声あり )

#### (4) 広島PRセンターの現状について

- 串崎委員長 執行部の説明をお願いします。
- 広島事務所長 ( 以下、資料をもとに説明 )
- 串崎委員長 委員から質疑があるか。
- 川上委員 努力されていることはよくわかった。新型コロナウイルス収束後のプラン提案を行うという形だが、プラン提案とはどのようなことか。
- 広島事務所長 ようやく広島でもコロナ感染が落ち着きつつある状況であり、PR活動が再開できるようになった。広島PRセンターは毎年年間スケジュールを立てて、例えば4月は山菜狩りや、

夏にはピオーネ狩り、若者の合宿提案もあるのだが、具体的に来年度に向けて提案しているのは、4月のコロナの状況が落ち着いているかはわからないが、そういうことを見据えて人数を控えた提案をしている。具体的に新規で入っているのは、子ども団体のマリンスポーツや神楽鑑賞といった、夏休みを見据えてツアー提案をしている。浜田市のスポーツ施設を利用した合宿についても今年度大幅に少なかったが、そういったスポーツ合宿についても新たに提案している。

先ほど、はまだお魚市場の一部オープンの話があったが、3月21日に仲買棟オープンだが、広島PRセンターとしてもはまだお魚市場への誘客は最重要課題と考えている。水産振興課や指定管理者の第一ビルサービスと協力して誘客活動を進めていきたい。

川上委員

今の説明のほとんどは交流人口だと思う。関係人口を増やしつつ、そこから発生する交流人口をぜひ創出していただくよう、よろしく願います。

布施委員

コロナ禍でも頑張っていて取り組まれていることはよくわかる。お魚市場のマツダスタジアムでもロゴとかの話があった。PRセンターも市町村PRデー、これは申し込みか抽選かわからないが、外野に入るときに市町村の何々デーとかそういったことがあって、非常に人数によってパンフレットが入っていたりする。観光交流課との横断的關係と、PRセンターも浜田に対して人、合宿誘致と今いろいろと話があったが、それをするためには百万都市広島に事務所があるので、そういった機会を設けてPRする部分が非常に必要ではないかと思う。これは一過性のイベントで終わるのではなく、浜田市の魅力をさらにアップするためには訴えねば。PRのためにそういったものを利用する考えはないか。

広島事務所長

昨年度、マツダスタジアムに市長が行って浜田のPRをして、浜田の物販をする計画があったが、コロナで中止になった。佐々岡監督は浜田出身なので、今後も機会があれば観光交流課とも相談してやっていきたい。

広島PRセンターは今まで交流人口拡大のために観光誘致を主にしていたが、最近になって、一昨年からだったか開府400年事業を5月のフラワーフェスティバルのパレードに参加してPRしたり、広島駅南口の地下に広島浜田会と合同でPRイベントをやったり、開府400年事業とか、浜田さんいらしゅい事業とか関係人口増加に向けた取り組みを行っている。

4月からは定住関係人口推進課と一緒に浜田応援団。現在、浜田応援団は広島地区に15人登録者がある。コロナが落ち着いてからであるがそういった方と一緒に定住関係人口推進課と広島事務所へ集まって、交流人口だけでなく定住関

布施委員

係人口の人が浜田に来てくれる仕組みづくりを検討している。  
12球団で監督が12人しかいないが、そのうち1人が浜田の出身者で、今一緒になってPRしないといつPRするのかとなる。これはぜひスケジュールがあいたら、私のことを言うのはいけないが私は、もし手弁当でそこで一緒にPRしてくれと言われたら行く。そういう気構えでやらないと、同じようなことをしてはだめである。ぜひとも佐々岡監督の出身県。いろんなファンの方はいるが広島と浜田が高速道でつながっており、広島には釣り客も浜田に来ている。そういう利点を生かして、PRセンターの底力を見せていただきたい。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

### (5) 浜田市ふるさと体験村施設の現状について

串崎委員長

執行部の説明をお願いします。

弥栄産業建設課長

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑があるか。

川上委員

関係団体づくりのAの活動内容検討と、1の(1)はリンクしているのか。それとも別物か。

弥栄産業建設課長

(1)については地元とも話はさせていただいているが、正式な立ち上げになっていないため、具体的な詰めが不十分である。今後しっかり話していきたい。

川上委員

まだ具体的な話といったところがないとのことだが、事業や活動内容の整理という部分、それから関係団体づくりの部分、ともにこれは弥栄支所だけの動きか、それとも本庁も巻き込んだ動きか。

弥栄産業建設課長

以前から全庁的に取り組みをしている。今回扇原茶園の話なども本庁から紹介いただいている。今後についても観光交流課、定住関係人口推進課ともしっかり連携して進めていきたい。

川上委員

無駄なことをしないためにも関連部署の方々も含めてやっていただきたい。ただし地元の方が、その方々が来てもらっては困るというなら問題だが。そうでない限りは地元の方々とのお話の中に関連部署にも入っていただき、お考えまたはご指導等々もしながらやっていただきたい。

弥栄産業建設課長

そういった連携が今後非常に重要だと思っているので、やっていきたい。

川上委員

大きな2番に今後のスケジュールがあるが、これについてはあくまで弥栄支所が考えたことであって全庁的に考えているわけではないと思う。本庁との連携も今後確認しながら見るのでよろしく願います。

布施委員

以前委員会に提案されたことからすると内容が少し濃くな

ったという思いだけである。

県立大学がこのたび国際学部と地域政策学部の2学部に分かれた。地域の問題点とは言わないが、課題解決のために県立大学がいろいろな新しい学部がつけられたときに地域課題に取り組むのだという県立大学の学長と市長の思いが重なって2学部になった。この部分にフィールドキャンパスやテックキャンパスの構想がない。若者が魅力を感じ、行ってみたいと思う施設にするように、キャンパスへの提案がぜひあるべきではないかと思ったのだが。自分たちのところは自分たちの組織でこういうことをやる。でも今までも同じであった。そうではなくて全庁的な考えでやるのであれば、若者の知恵、関係人口創出のために、日本全国から来ている学生に自由に使えるテックキャンパスとして、人との交流が簡単にできるようなWi-Fi環境を整備してやるような構想がない。そういうことを踏まえて提案していただきたい。支所長、以前私も同様の発言をしたがそういう考えに至らないのか。

弥栄支所長

県大との連携は今後しっかり検討の中に入れていきたい。今は地元の団体との連携を重点的にやっていた。私の頭の中にはなかった。

布施委員

やることに対して知恵を借りたほうが絶対によい方向に進むと思う。このたび教授として招かれる方は、地域の人づくりや関係人口創出について跳び抜けた方が来られる。学長からはそういうことに取り組みたいということは聞いている。弥栄の自然を利用して、学生たちにWi-Fi環境が整った中で、箱物の中で行うのではなく伸び伸びした浜田のよさを生かしたいと聞いたことがある。そうした人たちの思いも一緒にやる。これで一つのよい体験村になる可能性があると思う。今この課長が提案されたもので継続できるか。継続しないと、また5年でこうなっただけではだめである。県大はずっとあり、学部もあるのだから一緒にやったほうがよい。

弥栄産業建設課長

確かに弥栄の中で、内向きというご意見を今までもたくさんいただいている。おっしゃるように若者の知恵や行動力、外からそういう人を取り入れていかないと難しいという認識は持っている。ぜひ先につながるような取り組みをやっていきたい。

川上委員

体験村については長い期間やっておられるので、本来なら昔言われていた事業仕分けにかけてやめるか民間委託するかという段階だと思う。ただ、現在見直しが行われていると同時に市の裁量がすごく大きいので、もう少し慎重に考えていただいて。委員会でこうしてお互いに意見を交わしているということは、対話型の事業仕分けはやっているのだから、事業仕分けされている認識で事業を考えていただきたい。

串崎委員長

ほかにあるか。  
 ( 「なし」という声あり )  
 ここで暫時休憩とする。再開を14時55分とする。

[ 14時 44分 休憩 ]

[ 14時 54分 再開 ]

串崎委員長

委員会を再開する。

### 13 執行部報告事項

串崎委員長

順次報告をお願いします。2月24日の委員会で申したように委員は事前に資料を読み込んでいる。補足説明があればお願いし、なければ質疑に入るので、よろしくお願いします。

#### (1) 農業委員会の活動について (報告)

串崎委員長

執行部から補足説明があるか。

農業委員会事務局長

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑はあるか。

飛野副委員長

月額報酬の部分(2)の米印に書いてある部分について聞きたい。予算決算委員会でも行うが補正で不用額整理し大幅にカットされている。これは恐らくこの米印に値するのではと思っているのだが。

農業委員会事務局長

おっしゃるとおりであり、毎年当初予算の段階でこれについて県の10分の10の交付金で賄っているが、当初予算の段階でその限度額がどれくらいになるかということで、枠いっぱい予算化している。ここ何年かは続けて余ってしまったのが実態なのでそれに伴って毎年減額させていただいている。

飛野副委員長

最大枠でやっているから残っているという話。3年ほど前に国が新しく農業委員会の改革をされたが、その大きな目玉がこの米印部分にあると思っている。私たち農業の世界にいるとこの米印部分が耕作放棄地に結びつくという考え方を持っている。したがってこの部分が消化できないのは非常に残念である。

農業委員会事務局長

こういった米印部分の活動を、農業委員なり推進委員にもっとしていただければ、耕作放棄地解消につながるというご指摘はそのとおりだと思う。したがって事務局として各委員に必要な情報提供、わからないことがあれば聞いてほしいという相談にも応じている。今回37名中7名が新しくかわられた。3月2日に1回目では基本的な研修を行い、農業委員とはこういうもので、こういう活動をしていただくと説明した。

さらには4月以降、人・農地プランの策定に係る話し合いと記載しているが、人・農地プランの実質化ということで、こ

飛野副委員長  串崎委員長	れも委員に積極的に各集落へ出向いていただき、話し合いに参加していただくことで、人・農地プランに関する勉強会も4月以降行う予定にしている。いろんな情報提供を委員に行って、積極的に地域へ出ていただくよう働きかけを行おうと考えている。 改善案の話があったが、その話の部分だけで本当に改善されていくか。期待するのでしっかりよろしく願います。 ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )
---------------------	--

**(2) 漁業別水揚げについて (報告)**

串崎委員長 水産振興課長 串崎委員長	執行部から補足説明があるか。 ( 「なし」という声あり ) 委員から質疑はあるか。 ( 「なし」という声あり )
--------------------------	---

**(3) 浜田漁港水揚げ資料 (2020年報)**

串崎委員長 水産振興課長 串崎委員長	執行部から補足説明があるか。 ( 「なし」という声あり ) 委員から質疑はあるか。 ( 「なし」という声あり )
--------------------------	---

**(4) 美又温泉の取り組みについて (報告)**

串崎委員長 金城産業建設課長 串崎委員長	執行部から補足説明があるか。 ( 以下、資料をもとに説明 ) 委員から質疑はあるか。 ( 「なし」という声あり )
----------------------------	--

**(5) その他**

**ア 飲食店パーテーション設置促進事業の申請受付期間等の延長について (報告)**

串崎委員長 観光交流課長 串崎委員長	執行部から補足説明があるか。 ( 以下、資料をもとに説明 ) 委員から質疑はあるか。 ( 「なし」という声あり )
--------------------------	--

**イ 南星海運 (なんせいかいうん) の浜田港「寄港休止」について (報告)**

串崎委員長 産業振興課長 串崎委員長 笹田委員 産業振興課長	執行部から補足説明があるか。 ( 以下、資料をもとに説明 ) 委員から質疑はあるか。 これに伴ってどのくらいの影響があるのか。 割合でいうと企業の、船会社ごとの本数になってしまうので言わないが、南星海運にはもう20年も就航していただいて
--	--

笹田委員

いるので、多くの貨物が利用している。浜田市内の企業も多くの貨物を扱っていただいているので、まず貨物がスケジュールどおりに浜田に着くかという時間的な問題がある。

逆に輸出貨物についても納期があるので、予約がきちんと取れて届けられるか。一番は今まで選択肢が2社あった。曜日・航路・料金も含めて選択肢が複数あったのだが、コストの部分の選択肢がなくなる。最後に、本当にスケジュールが合わない場合は門司や広島といった他港にトラック、陸上輸送経費をかけてでも、納期があるので。そういったことで陸上輸送の経費の増額があるだろうと思っている。

貨物の振りかえを働きかけるとあるが、可能性はあるのか。相当厳しい気がするが。

産業振興課長

おっしゃるとおり、浜田に入る船もほかの港を経由して入っている。正直、コンテナの不足、船に積めるスペースの問題も非常に厳しいとは聞いている。ただ地元の船舶代理店を通じて強く、浜田からの荷物を積み残さないように営業という形で働きかけてもらっている。極力、3月末以降に影響がないようにしたい。

野藤委員

極力影響がないと言われたが、700と350で1050。例えばその8割方くらいで2割あいているとか、これが700になって何とか大丈夫なのか、振りかえ輸送するとしても両方で週2便ということは1便ずつ来ているのだから、振りかえ輸送が可能なのか。

誘致企業、具体的に名前を上げると松永牧場の牧草も入ってきている。お願いして振りかえてもらったと思うが、その辺の影響はないのか。具体的に気になる。

産業振興課長

まず南星海運の船、350TEU、320フィートで350本積める大きさの船になる。片方が700TEUなので700本積める船である。各船会社とも、船の大きさに合わせて寄港ルートを設定されているので、急に一隻中止になったからといって全てが積めるかということ、ほかの港の予約状況もあるし、仕向け先の海外の状況もあるので、正直100%積める担保はいただいていない。

牧草、稲わら、一昨年7月から利用していただいているが、特に北米からの航路があるので、釜山経由で入っているが、そこでのタイミングが今まで二隻の選択肢があったところ、一隻になったので確実に入るかどうかが、商社のコントロールがどこまで働くか。特に稲わら・牧草については牛の生産にかかわる部分なので、そこは確実に入るところを選択肢に入れられるので、100%振りかえられる保証はないので影響は出ると思う。

産業経済部長

浜田港だけに来ているのではなく五つの港を回っている。

野藤委員

それが最初に浜田港に入るか、最後に浜田港に入るか、荷物の積み下ろしのバランスがある。心配されている松永牧場は実はもう一社の撤退しない休止にならないところでこのたび開拓できたとのことなので、松永牧場に関しては大丈夫と考えている。

串崎委員長

せっかく二隻体制になって取り扱い量が上がってよかったと思っていたのだが、国際情勢の都合で仕方ないかもしれないが、寄港再開を要望するしかない。ぜひ再開できるよう努力していただきたい。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

### ウ 浜田自動車道「寒曳山パーキングエリア」の営業内容変更について

串崎委員長

執行部から補足説明があるか。

建設企画課長

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑はあるか。

布施委員

営業が終了するとのことであるが、これはコロナ禍の影響ではなく、根本的に利用客が減少したから、以前下り線も一時あったがトイレ使用と自販機で観光案内程度はあるのか。そういう状況であるが上り線がこうなると本当に高速を利用して行き来するのに、途中そういったところが中国自動車道の次のパーキングエリアしかなく非常に難しい状態なのだがこの部分についてはコロナ禍の影響ではなくてあくまでも営業的なもの。

建設企画課長

ネクスコから聞いているのは、やはりコロナ禍の影響は大きいと認識しているとのことだった。寒曳山パーキングエリアの利用実態についてデータも拝見したが、年々減っていたことも実質あるとういうこと。

布施委員

再開に向けてぜひやってほしいが、季節的なもの結構影響すると思う。夏の利用客とか。冬も途中で冬用タイヤでなくチェーンを装着しないと通れないとか、高速に対して利便性はあると感じているが、こうしたサービス体系がなくなると利便性とか使うメリット、短時間で行けるといのはよいが高速道路の管理者にとってやむを得ない判断があると思うが、利用者にとってみればあるほうが便利である。市としても利用するということが押し上げることは直接は無理かもしれないが再開に向けて働きかけてもらいたい。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

このほかに執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から何かあるか。

商工労働課長  
串崎委員長

( 「なし」という声あり )  
 それでは、ここで執行部からの報告事項7件について、全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。商工労働課長。  
 1の農業委員会の活動についてを報告させていただきたい。執行部の意向のとおりでよろしいか。  
 ( 「異議なし」という声あり )  
 ではそのようにお願いします。

14 その他  
串崎委員長

執行部から何かあるか。  
 ( 「なし」という声あり )  
 委員から何かあるか。  
 ( 「なし」という声あり )  
 それでは執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

串崎委員長

委員会を再開する。  
 これから採決に入るが、委員間で自由討議が必要だと思われる議案があれば、それぞれの議案の採決前に行いたい。「自由討議を行いたい旨」を発言していただきたい。よろしいか。  
 ( 「はい」という声あり )  
 ○「議案第 9号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について」  
 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。  
 ( 「異議なし」という声あり )  
 ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。  
 ○「議案第12号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について」  
 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。  
 ( 「異議なし」という声あり )  
 ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。  
 ○「議案第19号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

○「議案第20号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例  
について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

○「議案第22号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する  
条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

○「議案第23号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する  
条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

○「議案第25号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域  
内）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のと決した。

○「議案第26号 市道路線の認定について（三隅171号線）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議  
ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、産業建設委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

それでは、3月17日の採決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認いただきたい。

## 15 産業建設委員会の取組課題について（委員間で協議）

串崎委員長

議題15に入る前に、議会運営委員会から1点お願いがある。今回実施した請願や陳情の意見陳述について、実施してみでの改善点やご意見をいただきたい。これについては各委員から意見を出してもらい、議会運営委員会に持ち寄って最終的な規程を作成されるとのことなので、よろしく願います。

何かご意見があるか。

布施委員

陳情者に3分与えて簡潔にやったことは非常に新しい取り組みだと思っている。執行部がいる間に説明を求めるのもよいのだが、採決の際にも言ったが、反対は反対の質疑などをしてわかるのだが、賛成の場合もやはり委員として、この文書で賛成しているのか、陳述を受けてそこに書かれていない部分でこういった提案があったから採決に賛成するのか曖昧なところがあった。

私は陳情や請願は文書をもってやるのもだと思っているので、補足説明があつてそれを聞いて将来的に必要であるということで、是非は委員個人の判断であるが賛成の場合もどこが賛成なのか言ってもらって採決したほうがよいのではと思った。

串崎委員長

一意見として整理して、議会運営委員会に伝えたい。

飛野副委員長

タイムキーパーをやらせてもらった。時間は17分弱であった。その中で実際、2分50秒のベルを鳴らしたのは2回くらいと思っているが、ほとんど時間内に終わっていただいている。大体1件当たり1分46秒でされている。それにしても昼までかかる現状があった。もう少し短くする工夫があるべきでは。もう少し陳情者としてもっと内容を詳しく書いていただく必要がある。特に陳情理由・背景などが無いのでそれも埋めて、もう少し時間を短縮していく道を模索する必要がある。これは試行期間があつたのか。

近重書記

今回だけ。

飛野副委員長

私なりの意見を言ったが、もう少し時間を合理的に使うべきだと思う。

川上委員

陳情の内容は正解なのだが、執行部側で処置済みであるという内容があった。これについては判断しにくいので、そういうことも含めて、この陳情は済んだものは済んだものとして資料を回すだけにするとか、そういうことを考えたほうがよい気がする。ぜひもう一度考える機会として提案しておきたい。

野藤委員

既に対応が終わっているようなものを再度これで認めろというものも何件かあった。そういう部分は事前にもう、前回のときは文書で回覧というか、文書送付だけで終わっていた部分もあるので、そのようにしていただきたい。

また、前回も見たなというような案件もあるので、それを全て認めてまた同じように審査するのは時間が無駄な気がする。お願いしたい。

笹田委員

野藤委員が言われた件は議会運営委員会で精査している。議会運営委員会は会派の意見をもって判断しているので、ぜひ会派で判断していただいて議会運営委員会に上げていただきたい。

串崎委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

ここに書いてあるのを申し上げると、意見陳述の流れは今日のような形でよいのか。ご意見がなければ結構だが。

野藤委員

威圧的に間で発言されるので、聞こえなかったかもしれないが執行部がおられるそばですって言われているので、そういうところは注意しないと。委員会なので、よろしく願います。

串崎委員長

ほかにないか。陳述時間3分はどうか。

川上委員

ほかの委員会も見ていたが3分間は非常に効率的で、陳述される方も中身を確認しながらつくってこられるので、よかったと思う。

串崎委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

私が気になったのは、再質問のときに今回短く質問して答弁されていたが、これから先はそこも時間を決めておかないと。委員から確認事項で再質問したときの答弁がどうなのかと私は。今回は短かったが、なれてくるとどうかという気がした。

ではこの件は以上でよいか。

( 「はい」という声あり )

時間も押しているので、議題15については私がこの前報告させていただいた。もう少し要望のような形で取りまとめてしっかりしたものをつくらないといけないのかとも思うが、今日は終了して、日を改めて皆の意見を聞く形でよいか。

( 「はい」という声あり )  
ではそういうことなので、以上で産業建設委員会を終了する。

[ 15 時 40分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 串崎 利行